

開会 午前 10 時 00 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成30年第1回小坂町議会定例会を開会いたします。

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

今期定例会において、2月28日開催の議会運営委員会までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情書の写しのとおりであります。

陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情は、産業教育常任委員会に付託いたしましたのでご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、5番、栗山忠三君、6番、宮信君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

○議会運営委員長（椿谷竹治君） おはようございます。

平成30年第1回小坂町議会定例会について、2月28日議会運営委員会を開催いたしました。

本定例会に係る案件は、平成30年度一般会計及び各特別会計、水道事業会計の当初予算案合わせて12件、小坂町過疎地域自立促進計画の一部変更案1件、条例の制定及び一部改正等条例関係15件、町道の認定1件、指定管理者の指定案3件、平成29年度補正予算案計7件の議案39件と陳情1件であります。

また、一般質問の通告は4名でありました。

したがって、会期は3月7日を初日、本会議、3月8日、一般質問、終了後常任委員会、3月9日から土日休会を挟みまして13日まで予算特別委員会、14、15日は事務整理のため休会とし、3月16日を最終日、本会議とする10日間とすることで運営委員会より提案いたします。

以上でございます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から3月16日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議がないものと認めます。

よって、本定例会の会期は10日間と決定いたしました。

◎町政報告及び教育行政に関する報告について

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長からの発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、平成30年第1回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜りまことにありがとうございます。

本日提出いたします議案は、平成30年度当初予算及び平成29年度補正予算の予算関係19

件、計画の変更1件、条例の制定及び一部改正15件、町道の認定1件、そして指定管理者の指定3件の計39件であります。いずれの議案につきましても慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、12月定例会後の町政諸般についてご報告申し上げます。

初めに、大館圏域定住自立圏形成協定の締結式についてご報告申し上げます。

12月定例議会において、大館市との定住自立圏形成協定の締結について議決をいただきましたが、去る12月21日に大館市役所にて大館圏域定住自立圏形成協定の締結式が行われました。

大館市とは、従前から住民の通勤通学のほか生活機能面などでも深いつながりがあり、最近では秋田犬ツーリズムなどで展開している広域観光施策に取り組んでいるほか、定住自立圏を形成することで、小坂町がつながりを持つ鹿角市及び青森県十和田市と三沢市を中心市とする上十三・十和田湖広域定住自立圏構成市町村との連携も図られるものと思っております。今回の協定の締結によって、より魅力ある地域を形成し、圏域全体の活性化を図ることにより、両市町の一層の発展につながることを期待しているところであります。

また、協定に基づく具体的な事業を進めるための定住自立圏共生ビジョンを3月中に取りまとめ、平成30年4月からスタートすることになります。

次に、平成30年産米の生産の目安についてご報告申し上げます。

旧来の米の生産調整制度が今年度をもって廃止となりますが、今後も過剰生産による米価の下落を招くことがないよう、需要に応じた生産を続ける必要があります。

秋田県では米の需要や在庫など国の統計等を参考に独自の目標値を定めました。当町におきましても、この目標値を参考に、鹿角地域農業再生協議会を通じてJAや主食集荷業者に目安数量を定めて通知しております。当町の平成30年産米の生産の目安としては、平成29年産米に比べて約1%多い1,264tとなります。需要に応じた主食用米の生産を進めつつ、食料自給率、自給力の向上に資する飼料用米、大豆など戦略作物の本格化や地域の特色ある魅力的な産品の産地づくりに向けた取り組みを支援し、今後の計画的な営農につながるよう周知を図ってまいります。

なお、2月下旬に町内4カ所で水田関連制度説明会を開催し、農家の皆様に説明しておりますが、制度転換が混乱なくスムーズな営農につながるよう、各種制度の理解を深め、今後関係機関とともに取り組んでまいります。

次に、新たな小坂町史編さんについて、進捗状況をご報告申し上げます。

現在の小坂町史は、新町制施行20周年を記念して昭和50年10月に刊行されたもので、短期間でまとめ上げたとは思えないほど記述内容も豊富であり、特に町内の諸鉱山の歴史や現況をまとめた鉱山編の価値は今なお高いものがあります。

その後の小坂町は、1郡1町の町として高速交通網の整備、近代化産業遺産の保存活用と明治百年通りの町並み整備、資源リサイクルへの取り組み、生活、福祉政策の充実、小中一貫教育の実現などを通して、産業の振興と住みよいまちづくりに取り組んでまいりました。また、平成の大合併で自立の道を貫いたことや、悲願であった十和田湖の県境確定もこの間の大きな出来事であります。

町では、この四十数年間の歩みを振り返り記録するとともに、新たな資料の発掘などにより町の歴史の流れを再検証することが必要として、新町制施行65周年となる平成32年を目途に新たな編集による小坂町史を編さんすることにいたしました。

編さん事業に当たっては、昨年5月1日付で役場内に町史編さん室を設置し、6月には学識経験者及び副町長と教育長の11名で組織する町史編さん委員を委嘱して、基本方針やスケジュール等についてご審議いただきました。3回目となった昨年12月の会議では、新町史の名称を「新編 小坂町史」とするとともに、体裁等の大まかな仕様と、自然環境編、原始・古代・中世編、近世編、近代編、現代編、民俗編から成る構成や基本的な章立てについて決定いただいたところであります。

また、ことし1月には学識経験者や町管理職等13名から成る町史編さん協力員を委嘱し、各分野の資料調査と原稿執筆を依頼いたしました。原稿執筆については、町史編さん委員、協力員、編さん室職員の分担により既に作業が始まっております。

「新編 小坂町史」は、奇しくも平成という1つの時代をまとめ上げるという役割も担うことになりました。また、歴史を知ることで郷土愛を育み未来へと向かう小坂町の新たな歩みを理解し、将来の礎となり得る手引きとしても大切なものであります。今後とも町の広報やSNSを通して積極的に情報を発信し、町内外の多くの方々に親しまれ、世代を超えて読んでいただける町史となるよう、新しい視点での執筆、編集に努めてまいりますので、ご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、小坂町の平成28年度決算に係る財務処理についてご報告申し上げます。

平成28年度決算に係る財務処理の内容は、本日お配りしております平成28年度決算小坂町財務書類でご確認いただきたいと思います。

我が国の公会計は、全ての収入と支出を計上した予算を編成し、その執行状況を決算としてまとめ報告する仕組みになっております。現金主義に基づいて現金の動きを捉えたものであり、予算の執行や現金の収支の把握には適していますが、借金の増加や資産の減少等、将来にどれだけの負担があるかなどの情報が不足しています。そこで、企業会計的な手法で財務書類を作成し、従来の方法ではわかりにくかった自治体全体の財政状況を明らかにすることを目的に公会計改革が進められてきました。

しかし、本格的な複式簿記が導入されていないことにより、事業別や施設別の分析ができていないこと、公共施設等のマネジメントに資する固定資産台帳の整備が十分でないことから、平成26年5月23日付の総務大臣通知により、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されました。

これにより、当町では平成27年度から固定資産台帳の整備に着手し、平成28年度決算から統一的な基準による財務書類を作成いたしました。作成した財務書類は従来と同様で、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4種類でありまして、対象となる会計の範囲はお手元の資料2ページに掲載していますが、今回は一般会計等、地方公営事業会計、公営企業会計の町の会計の範囲である全体会計を対象に作成しております。

財務書類を分析するための比率として、総務省から公表された分析手法で算出した指標を資料の4ページに掲載いたしました。主なものとしては、耐用年数に対する資産の取得からどの程度経過しているかを示す資産老朽化比率は49.85%で、100%に近いほど老朽化が進行していることになります。道路や公共施設等に係る将来世代の負担の比率は54.98%となっています。住民1人当たりの負債額は195万7,000円、住民1人当たりの行政コストは95万4,000円となっています。

資料5ページ以降には、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を分析した資料及び詳細資料を掲載しています。そのうち、5ページの貸借対照表の有形固定資産については固定資産台帳を整備し、評価基準の変更を行ったことに伴い、平成27年度末の残高と相違が発生しています。

今回、平成28年度決算から統一的な基準による財務書類を作成したことから、資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているか、地方債を経常的に確保できる資産で返済した場合、何年で返済できるかの返済能力をはかることや、資産明細表を利用して行政目的別等の資産老朽化比率を算定するなど、財務書類を活用し分析することによって、町の財政状況の特徴や課題を多面的に把握することができ、今まで以上に他団体と比較して町の位置

づけを明らかにすることが可能となります。

なお、町民へは広報とホームページにて公表することにしております。

次に、小坂町定住促進住宅岩ノ下ハイツの申し込み状況と入居者選定結果についてご報告申し上げます。

小坂町定住促進住宅は、平成27年3月完成の単身者向け若者定住住宅渡ノ羽ハイツに続く第2弾として、昨年8月、若夫婦や子育て世帯向け8戸の建設に着手し、ことし1月末に小坂町定住促進住宅岩ノ下ハイツとして完成しております。

2月17日と18日に実施した内覧会へは、2日間で町内外から41組88名の方々が見学に訪れました。入居の申し込み受け付けは1月10日号の広報への掲載をもって開始し、2月23日を申し込み締め切り日といたしました。その結果、申込者は13世帯で、内訳は近隣の町外から8世帯、町内から5世帯でありました。

申し込み書類を審査した結果、町外1世帯が欠格となったため、残る12世帯を優先順に振り分け、最優先の渡ノ羽ハイツから1世帯、第2優先の町外からは7世帯の入居が決定し、その時点で募集戸数8戸を満たしたため、町内からの他の申込者は補欠登録となりました。

入居決定世帯の内訳は、全体では8世帯22名で、うち町外は7世帯20名となりました。30歳前後の子育て世帯が4世帯、若夫婦世帯が4世帯となっております。また、現時点での子供の数は小学生1名、中学生1名、就学前の幼児4名、合わせて6名となっております。

町としても、家族が安心・安全に子育てできるようさまざまな施策を実施しており、良好な住環境のもと子供たちがふえていくことを期待したいと思っております。

この後、必要書類を提出いただき、順次入居予定であります。

以上、私のほうからは町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

○教育長（熊谷隆益君） 教育行政について、2点ご報告申し上げます。

初めに、スキー大会における小中学校の児童・生徒の活躍と、3年ぶりに開催された第6回KOSAKAアカシアスプリント大会についてであります。

1月11日から14日まで花輪スキー場で行われた県中学校スキー大会では、クロスカントリー女子フリーで小坂中学校3年の澤田羽夏さんが、複合で木村航大さんが優勝したほか、女子リレーで準優勝するなど好成績を残しました。また、1月27日から31日まで山形県で開催された東北中学校スキー大会においても、クロスカントリー女子フリーで澤田羽夏さん、複合で木村航大さんがともに準優勝と健闘しました。

2月8日からは花輪スキー場で全国中学校スキー大会が開催され、33年ぶりに優勝した女子リレー秋田県チームのアンカーとして大逆転を演じた澤田羽夏さんを初め、クロスカントリー、複合、ジャンプに5人の選手が出場し、どの選手もすばらしい活躍を見せてくれました。

1月28日に花輪スキー場で行われた鹿角小学校スキー大会では、3年ぶりに女子リレーで小坂小学校が優勝を決めました。さらに、ことしから新設された4年生の部2kmクラシカルで澤田大芽さん、6年女子3kmクラシカルでは金丸典加さん、5年男子大回転で熊谷光輝さん、6年女子大回転では佐々木紅葉さんが優勝するなど、多数の入賞者を出しました。

以上のように、小坂町の児童・生徒の活躍が目立ったスキー競技ですが、年々競技人口が減少しております。このような状況の中、クロスカントリースキー競技の底辺を拡大する試みとして、12月24日、第6回KOSAKAアカシアスプリント大会が開催されました。今回も町内の多くの企業からの協賛をいただき、町のスキークラブ、DOWAスキークラブを初め多くの方々がスタッフとしてコース整備、大会運営にかかわってくれました。平成27年、平成28年度と雪不足で中止したこともあり、参加者が90人と少なくなりましたが、参加した小中学生の懸命な走りは会場を訪れた保護者や町民に感動を与えてくれました。また、町の特産品を商品とした抽せん会は地域の活性化に大いに貢献することができたものと思います。今後もスキーシーズン幕あけの大会と位置づけ、大会を継続してまいりたいと考えております。

次に、命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクールについてであります。

小坂中学校2年、照井和花さんが命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクールにおいて、応募作品約3万7,000点の中から1点だけに贈られる最高賞、国家公安委員会委員長賞を受賞いたしました。表彰式は2月10日に東京都内で行われ、国家公安委員会委員長、国務大臣、文部科学大臣が来賓として臨席する中、作文を朗読し、表彰状を受領してまいりました。

今年度は、スキー部はもちろん、鹿角中学校新人戦での野球部、陸上部の活躍のほか、照井さんの国家公安委員会委員長賞を初め、多くの作文等コンクールで入選するなど、文武両面にわたって小坂町の小学生、中学生の力が大いに発揮された1年でありました。今後とも、小中学校での生活やスポーツ少年団、部活動を通して、何事にも真摯に向き合う姿勢とチャレンジする精神を育成するために、学校との連携を深め、支援しながら学校教育のますますの充実を図ってまいります。

以上ご報告申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これで、町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第1号 小坂町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、内容の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第1号 小坂町過疎地域自立促進計画の一部変更について、提案理由をご説明申し上げます。

小坂町では、過疎地域自立促進特別措置法第6条に基づき、平成28年度から32年度までの5カ年の小坂町過疎地域自立促進計画を策定し、総合的、計画的な過疎対策事業を講じているところであります。今回の一部変更は、小坂町の過疎対策として新たな取り組みが必要となった事業を加えるほか、記述等の修正を行うものであります。

新たな取り組みとしては、起業促進としての旧七滝小学校の利活用、十和田湖和井内エリアの整備、町道永楽町1号線の舗装補修、向陽体育館の防災対策であります。

また、危険と判断されない空き家の解体に係る費用の一部を支援するために記述の修正を行うほか、交流センター体育館の耐震補強を交流センター体育館防災対策に修正するものであります。

詳細につきましては総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、私のほうから詳細につきまして説明いたします。

新年度予算の計上に当たり、小坂町過疎地域自立促進計画へ新たに登載が必要な事業等がありますので、その内容について説明いたします。

議案審議の参考の1ページから7ページまでにその内容を掲載しておりますので、あわせてごらん願います。

まず、産業の振興の項目に起業の促進に関する記述を加えるということでもあります。町では起業チャレンジ支援事業により起業しやすい環境づくりに取り組み、地域特性を生かした内発型産業の振興により地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目指しています。そこで、地域に内在する資源を有効に活用し、農商工間の連携等により新たにビジネスを開始しようとする取り組みを支援するとともに、起業、創業促進機能を持たせた貸し事務所等を整備するものであります。

具体的な事業としては、旧七滝小学校の一部を貸し事務所等として改修し企業の促進を図るもので、総事業費2億2,450万円を予定しております。また、計画の観光又はレクリエーションに、町が主体となる十和田湖和井内エリア整備事業を追加するものであります。秋田県側の玄関口となる和井内エリアを観光客等の誘客や受け入れ拠点として整備し、十和田湖地域の活性化を図るとともに、明治百年通りに建ち並ぶ近代化産業遺産との連携により、観光により地域の活性化を目指します。

次に、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の計画の市町村道路、舗装補修事業に永楽町1号線を加えるものです。これは、平成30年度に社会資本整備総合交付金を活用しての事業を予定していて、延長200mを総事業費1,302万円を実施するものであります。

生活環境の整備では、危険空き家の解体に関する記述を修正しています。現在、危険と判断された空き家の解体に係る費用については町で支援していますが、町民が安全に安心して暮らせる生活環境を確保するためには、危険と判断されない空き家についての支援も必要となっております。そこで、危険と判断されない空き家の解体に係る費用の一部についても平成30年度から支援をする予定にしております。

教育の振興の計画の集会施設、体育施設の体育施設では、交流センター体育館耐震補強事業を交流センター体育館防災対策事業に修正しているほか、向陽体育館防災対策事業を追加しています。これは、交流センター体育館及び向陽体育館で現在の耐震基準に合致しないつり天井などの非構造部材や照明などの天井器具が存在することから、老朽化した施設の機能の充実とあわせて防災面での安全性を確保するために計画的な改修、整備を行うものです。

なお、向陽体育館防災対策事業は平成30年度に、交流センター体育館防災対策事業は平成31年度の事業として計画しています。

以上で、小坂町過疎地域自立促進計画の一部変更の内容についての説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） どなたも質問がないようですから私から1点、お尋ねをしたいと思います。

この産業振興の方針の中で、旧七滝小学校を貸し事務所として活用していくという方向は確かにいい方向だとは思いますが、文言の中で、現況と問題点、「とりわけ、地方での暮らしが見直される中、移住促進と連動させて女性や若者の起業に対し支援していくことが必要である」と、殊さらこういうふうに注釈しているわけですが、これの意図するところは、そういう何か要望なり希望みたいなものを受けとめてそういうことをしていかなければならないと考えたものか、一般的にそういうことが望ましいという方向なのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 今、小笠原議員がおっしゃられたことについては、特に何か要望があったということではありません。一般的なこととして今回修正させていただきました。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、過疎計画というのは、私は従来、具体的な事案を進めていくという中で計画され、予算化が裏づけられて進められてきたような気がしておるわけですが、これはそうすると、あくまでも目標なんだという考え方でよろしいですか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） おっしゃるとおり、目標として考えております。できれば女性や若い方に起業していただければ、移住定住につながるものというふうに考えておりますので、今回の中に小学校の改修についてはその辺も含めてうまく取り組んでいければなというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 計画は、なるほど結構だと思います。計画倒れにならないように頑張っていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） そのほか。

1番。

○1番（鹿兒島 巖君） 1点ちょっと考え方をお聞かせいただきたいわけですが、教育振興の計画の中で、向陽体育館の防災対策というのがあって、これはセパームも関係するわけですが、向陽体育館については、現在利用されている方から機能の充実の面で、

例えば冬場の暖房を何とかしてほしいというそういう声も聞いておりまして、実はこれ、予算審議の中で問題提起はしようと思ったんですが、過疎計画との関係もあるでしょうから聞きますけれども、先ほどの説明の中でも機能充実を含めてというような表現をされました。そういう点では、単に防災という形だけではなくて、向陽体育館の機能充実という意味での事業といえますか、そういうことも含めて考えることはできるかどうかということでもあります。

例えば具体的に申し上げれば、あの体育館、非常に冬場は寒いということの中で、例えばソフトバレーをやられる方、ボールの圧力が低下をして使っているうちに破けてしまうというお話を聞きます。これはやっぱり寒いせいであろうということ、もう一つの理由として聞いておりますけれども、せっかくの施設、防災対策だけでなく、改修に当たっては機能充実のための施策ということもあわせて必要ではないかと思いますが、そういう考え方も含めてこれは対策をできるかどうか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 今回、過疎計画に載せています向陽体育館の防災対策事業につきましては、あくまでも補助事業で、防災の関係の補助事業を活用させていただきますので、今回はつり天井絡みと、あとバスケットボールコートの耐震になっていないということの事業ですので、平成30年度に予定している事業につきましてはその部分だけということで計画はしております。

○議長（目時重雄君） 1 番。

○1 番（鹿兒島 巖君） わかりました。それでは、今言った他の充実の内容については別の角度でまた問題提起をして、予算措置の要望をしていきたいと思います。

以上であります。

○議長（目時重雄君） そのほか質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号～議案第12号の上程、説明、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第2号 平成30年度小坂町一般会計予算、日程第6、議案第3号 平成30年度小坂町国民健康保険特別会計予算、日程第7、議案第4号 平成30年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算、日程第8、議案第5号 平成30年度小坂町介護保険特別会計予算、日程第9、議案第6号 平成30年度小坂町歯科診療所特別会計予算、日程第10、議案第7号 平成30年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算、日程第11、議案第8号 平成30年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計予算、日程第12、議案第9号 平成30年度小坂町文化基金特別会計予算、日程第13、議案第10号 平成30年度小坂町下水道事業特別会計予算、日程第14、議案第11号 平成30年度小坂町小坂財産区特別会計予算、日程第15、議案第12号 平成30年度小坂町水道事業会計予算を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

本議案につきましては、それぞれの議案の朗読を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読は省略することに決定いたしました。

町長から小坂町行財政の大要及び提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第2号から議案第12号までの提案理由の説明とあわせて、平成30年度小坂町行財政の大要を申し上げます。

国では、平成30年度予算の方針として、経済・財政再生計画の最終年度の予算として財政健全化への着実な取り組みを進める一方、経済再生を図るため、これまでの社会保障制度から全世代型社会保障へ転換し、人への投資を拡充する人づくり革命、持続的な賃金上昇とデフレからの脱却につながるための生産性革命を重点課題としております。また、国内の景気動向は、アベノミクスの取り組みのもと雇用・所得環境の改善が続く中で、穏やかな回復基調が続いております。今後においても、平成28年8月に取りまとめた未来への投資を実現する経済対策等の効果もあって、緩やかに回復していくことが見込まれております。

当町において、平成30年度は第5次総合計画の後期基本計画3年目に当たり、重点プロジェクトである定住促進、地元産業間の連携による地域活性化、安全・安心な暮らし、地域づくりには引き続き取り組んでまいります。特に若者世代、子育て世代の移住定住には力を入れていきます。

平成24年度から実施してきた明治百年通りにぎわいづくりプロジェクト事業は平成29年度で終了し、新しい観光形態として注目されるまちなか観光の実現が期待されるほか、町特産のブドウの加工、販売を行うワイナリーの稼働が本格化するなど、小坂町にとって「“ひと”と“まち”が輝く 躍動する小坂」に向け、飛躍の1年になります。

予算編成に当たっては、将来世代への責任を果たす財政運営を行うため、財政の健全性を堅持しつつ、住民生活を守り町民サービスの向上のため、限られた財源を有効に活用いたしました。その結果、一般会計予算案の総額は38億6,900万円となり、骨格予算といたしました前年度当初予算対比で1億3,900万円、3.5%の減、第2号補正後予算対比では2億3,920万9,000円、5.8%の減となりました。特別会計は9会計で予算案の総額は18億4,940万8,000円、前年度当初予算対比で1億4,914万円、7.5%の減となりました。そのほかに水道事業会計の予算を編成し、提案した次第であります。

それでは、平成30年度一般会計予算案及び特別会計予算案について、議案の順に概要を申し上げます。

まず、一般会計の歳入について説明をいたします。

町税は、固定資産税で3年に一度の評価替えにより696万3,000円の減となるものの、町内企業の業績が回復傾向にあることから、法人町民税において1,619万6,000円の増収を見込み、町税全体では前年度第2号補正後予算対比846万2,000円、1.4%の増として計上いたしました。

地方譲与税の地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税については、国の地方財政対策等に基

づきその額を推計しております。

利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金についても、平成29年度交付見込み額及び国の地方財政対策等で示された方針をもとに算定いたしました。

普通交付税は、国の地方財政対策において地方公共団体へ配分される額が前年度対比で2%の減となっております。当町の場合、この算定に用いる基準財政需要額において、過疎対策事業債の償還額がふえることなどを勘案して、当初予算には前年度第2号補正後の予算と同額の15億円を計上いたしました。

なお、特別交付税も前年度と同額の2億円を計上しております。

このほか、分担金及び負担金は、前年度第2号補正後予算対比で70万2,000円、4.1%の増となっております。

使用料及び手数料は、定住促進住宅の岩ノ下ハイツの使用料を新たに見込み、前年度第2号補正後予算対比で244万2,000円、4.9%の増となりました。

国・県支出金では、国庫補助金で社会資本整備総合交付金が増加しましたが、臨時福祉給付金給付事業が終了したほか、交流センター・セパーム内にある放課後児童クラブの活用スペースの改修に伴う県補助金も減少となったことから、全体で2,752万7,000円、5.7%の減となっております。

繰入金は、財源調整として財政調整基金及び減債基金を取り崩しているほか、未来創生基金の一部を農産物地域振興事業や少子化対策事業に充当して、全体で前年度第2号補正後予算対比で1億3,432万5,000円、28%の減となっております。

町債は、町道整備や小坂町交流センター改修事業等により、発行額は3億970万円となっております。

交付税の振り替えである臨時財政対策債が国の地方財政対策において、市町村分が1.5%の減と示されましたが、前年度第2号補正後予算と同額の1億1,000万円を計上しております。

また、教育・福祉施設等整備事業債として一本杉地区流雪溝設置事業、農産物加工施設等整備事業、向陽体育館防災機能強化事業2,870万円、一般単独事業債として防災情報システム整備事業750万円、過疎対策事業債として道路橋りょう整備事業、テレビ共同受信施設整備事業、消防ポンプ自動車整備事業、交流センター改修事業、医師確保対策事業、危険老朽空き家除却事業など1億5,600万円、秋田県市町村振興資金の自立元気枠として公衆トイレ

改修事業750万円を計上しております。

次に、歳出予算の性質別経費の状況であります。人件費、物件費、維持補修費、扶助費などの消費的経費が23億7,498万7,000円、全体の61.4%を占めております。これは前年度第2号補正後予算と比較すると4,180万3,000円、1.7%の減となっております。

投資的経費は3億9,843万5,000円で全体の10.3%を占め、前年度第2号補正後予算と比較し2億631万8,000円、34.1%の減となっております。

その他経費は10億9,557万8,000円、全体の28.3%で前年度第2号補正後予算と比べると891万2,000円、0.8%の増となっております。

それでは、一般会計の歳出予算内容の主なものについて、款を追って説明させていただきます。

1 款議会費であります。

報酬等の予算計上は12議員で編成しております。地方議会議員年金制度廃止に伴う公費負担として1,210万2,000円、また、議会活動において町民との信頼関係を築くことを目的とした年4回の議会広報「議会だよりこさか」の発行費用として49万1,000円を計上し、総額を7,033万6,000円としております。

2 款総務費であります。

「ともに集い“行動”するまち」を実現するためには、まちづくりの主役である町民の参画が何よりも重要であり、町民と行政がよりよいパートナーシップを築き、それぞれの責任や役割を認識し、連携して活動を進める必要があります。迅速に、わかりやすくかつ効果的な情報の発信に努め、地域活動の中心である自治会活動に対する助成や地域づくり補助金等により、地域みずからの地域づくりを引き続き支援してまいります。

また、地域課題や社会ニーズが多様化する中、一自治体が全ての行政サービスを担うことが難しくなっており、近隣自治体と相互に役割分担をして、生活に必要な機能を確保し、定住の促進及び地域の活性化を促進する連携も必要となります。

みんなの地域づくり事業補助金、自治会活動に対する助成、広報の発行などに857万7,000円を計上しております。

人口減少や高齢化の進行に対応して、地域の活力維持と地域の魅力再発見につなげるため、地域おこし協力隊員2名を採用し、農業の6次産業化に向けた取り組みへの支援や新たな商品開発、行政サービス等のきめ細やかな情報発信などの地域協力活動を行う経費として845万円を措置いたしました。

小坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略の移住定住促進プロジェクトの一つとして、移住体験住宅2棟の貸し出しや定住目的での空き家の購入費、改修費及び新築住宅建設費への補助に180万円を計上しております。

通学や高齢化の進行に伴う交通弱者の買い物、通院など町民のニーズに合った公共交通の維持確保に努めます。十和田湖地区と町内中心部を結ぶデマンドタクシーの運行、運賃補助、野口線の町営バス運行費等に794万6,000円を計上しております。

また、十和田湖地区の超高速ブロードバンド基盤整備に伴う各世帯への引き込み及び旧ケーブルの撤去経費についての補助に2,423万8,000円を計上し、地域住民への安定した情報の提供を図るための通信基盤環境を整備いたします。

このほか、小坂町未来創生基金へ寄附する町外の方に対して特産品贈呈経費や、ネット決済システム利用料として415万円などの予算を計上しております。

3款民生費であります。

総合計画の基本目標に「ともに支え合う“元気”なまち」を掲げております。町民一人一人がみずからの健康状態を知り、生涯を通じて心身ともに充実した暮らしを営むことができる健康づくり、そして、高齢者や障害のある人が必要な支援を受けながら住みなれた地域で自立した生活や社会参加ができること、子育て世代が安心して子育てできること、安心して医療が受けられることなど、保健・医療・福祉の充実に努め、ともに支え合う元気なまちづくりを進めます。

高齢者福祉・介護保険の分野では、「高齢者も元気に暮らせるまち」を目指し、高齢者施策を推進します。65歳以上の高齢化率は42%を超え、高齢者対策はまちづくりの重要な課題と位置づけております。高齢者が地域の一員として自分らしく生きがいを持って暮らすことができるよう、それぞれの状況に応じたサービスの提供に努めます。

高齢者が居宅において自立して生活することに不安がある方のために、住宅型有料老人ホームがあかしあの郷に開設されることから、入居する低所得者に対しての家賃の一部助成として480万円を措置しました。

高齢者世帯の生活支援サービスとして、外出支援サービス、軽度生活支援など7事業に係る経費329万8,000円を計上いたしております。

障害者福祉の分野では、障害者施策の目標を「障害のある人も地域でともに暮らせるまち」と設定して取り組んでいきます。障害のある人も地域で自立した生活を営むことができ、あらゆる分野での社会参加が促進されるよう、地域で暮らせるサービスや地域づくりを推進し

ます。また、障害者自立支援員を配置して総合的な相談支援体制を整備いたします。

障害者の生活介護や施設入所、就労移行支援等に係る障害者自立支援等は総額 1 億 1,528 万 1,000 円となりました。

子育て・児童福祉の分野で目指すのは、「子供の成長をみんなで支える町」であります。安心して子供を産み育てることができるよう、子育て支援の充実を図ります。

特に医療扶助については子育て家庭の経済的負担を軽減し、当町の少子化対策の充実を図るため、県の医療費助成に上乗せして、平成 28 年 8 月から高校生までの医療費を完全無料とした子ども安心医療扶助のほか、新たに妊産婦医療扶助などを措置し、医療費助成全体で 5,775 万 2,000 円を計上しております。

第 3 子以降を養育する保護者に対するすこやか育児手当は、小学校入学前まで月 5,000 円、小学校・中学校入学時にも一時金として 5 万円を支給することとして 212 万 5,000 円、児童手当は総額 5,952 万円で、中学生以下の子供たち延べ 5,340 人に交付いたします。

そのほか、町立保育所運営費、私立保育所等運営費委託及び保育対策促進事業として 1 億 2,826 万 5,000 円、病児・病後児保育委託として 15 万円を計上しております。

また、「ふだんから安全に心がけるまち」として、地域や警察、学校等関係機関が連携して防犯や交通安全に努めます。

交通安全対策として 224 万 5,000 円を計上いたしました。防犯対策及び街灯整備では 822 万 4,000 円を計上しております。

4 款衛生費であります。

健康・保健の分野では、「生涯を通じて健康に暮らせるまち」を目指します。誰もが健康で安心して暮らせるため、健診や健康相談体制、情報提供の充実を図るとともに、受診率を向上させて疾病予防に取り組みます。

小坂町の医療体制では、高度医療や特定診療科目については近隣の総合病院に頼らざるを得ない状況にあります。町民が安心して適切な治療を受けられるよう、近隣市と連携して、地域医療の確保のため病院、診療所に対する運営支援を行います。

また、誰もが安心して子供を産み育てられる環境づくりを進め、母子や妊産婦への保健サポートの充実を図るため、新たに生後 1 カ月健診及び新生児聴覚検査を行います。小児肺炎球菌ワクチンやおたふく風邪等の予防接種により次代を担う子供たちの健康を守るとともに、子供の幸せを第一に考えた支援に努めます。

健康推進対策費として 2,806 万 6,000 円を計上いたしました。

鹿角地域の医療体制の確保のため、かづの厚生病院への支援等として1,358万7,000円を措置したほか、子育て中の方を初め誰もが24時間気軽に電話相談することができるテレフォン病院24事業として39万3,000円を計上しております。

環境保全の分野では、基本目標に「“自然”とともに生きるまち」を掲げております。小坂町は十和田八幡平国立公園の十和田湖など豊かな自然環境を保有しており、これらは後世に引き継ぐべき貴重な財産であります。今後も自然環境の保全に努め、環境に優しいまちを実践するため、生ごみの堆肥化、廃食用油の回収・BDF化など、町全体で小坂町独自の資源循環型社会の構築に取り組みます。

資源循環推進のための生ごみ堆肥化は、生ごみ処理器の普及拡大やごみ分別の意識高揚を図るための経費として38万5,000円を措置いたしました。

鹿角広域行政組合への衛生費負担金は、ごみ・し尿処理及び斎場等に係る分として1億1,629万5,000円を計上しております。

環境衛生対策では、合併処理浄化槽設置補助金として10基分の補助金894万6,000円、休廃止鉱山坑廃水処理経費等を含めた公害対策費として831万6,000円を計上いたしました。

水道費では、水道事業会計に対する出資金として、簡易水道が水道事業会計での経営に移行したことに伴い、それらに係る起債元金償還相当額の一部として1,126万8,000円を措置したほか、利子償還相当額の一部481万9,000円と高料金対策分として1億147万円を負担金として計上しております。

5款労働費であります。

労働対策に係る経費として、出稼ぎ者対策や鹿角シルバー人材センター運営費補助、労働金庫への預託などを引き続き実施するため3,397万5,000円を計上いたしております。

6款農林水産業費であります。

農林水産業の分野では、地域の状況に応じた担い手の法人化を支援するとともに、担い手に農地中間管理事業を活用した地域の農地集積を推進いたします。また、農産物の加工、流通、販売までを意識した農業の6次産業化に向けた取り組みや、地域資源に付加価値を生み出す取り組みを促進します。水田機能を利用した自給率の向上、戦略作物の作付による農家の所得向上と資源循環の構築を目指し、菜の花や飼料用米の作付を引き続き推進してまいります。

有機農業の推進として、特別栽培農産物認証制度の認証費用の助成と栽培に係る補助を実施することとし60万円を計上しております。

大規模野菜団地実証試験として加工用ジャガイモ栽培実証試験委託250万円、水田利活用向上支援として転作奨励品種である菜種・ソバの刈り取り助成270万円、菜の花作付から主食米、加工用米、備蓄米を作付した生産者への助成15万円を計上し、戦略作物である菜種・ソバ等の種子購入に対する助成として194万9,000円を計上しております。

また、需要に応じた米の生産を推進するため、飼料用米の作付奨励補助として550万円を計上しております。そのほか、ブドウ栽培で新規就農を目指す個人に対する奨励金330万円を計上いたしました。

農業基盤整備としては、農業用施設の補修・改修145万1,000円、農地維持・資源向上活動支援事業は、9地区の活動分として2,114万8,000円を計上しております。

バイオマスタウンの推進では、菜種の買い取りやBDF製造に係る経費250万3,000円、林業振興として172万6,000円を計上しております。

グリーンツーリズム推進事業としては、地方創生推進交付金を活用してのワイン製造のための製造設備の増設等、製造技術者養成、商品企画等の費用のほか、体験農園管理、ブドウ栽培の費用として2,340万9,000円を計上いたしました。

水産業振興としては、十和田湖ひめますの食の提供のブラッシュアップ、PRイベントや周知事業の開催等を行うため、十和田湖ひめますブランド推進協議会に対しての補助として30万2,000円を措置しました。

7款商工費であります。

「個性をみがき“躍動”するまち」として、鉱業技術を活用した環境リサイクル産業、日本の近代化を支えた産業近代化遺産群など、小坂町が保有する技術や資源といった個性を磨き、小坂町の特色を生かした魅力ある産業振興を目指します。

観光の分野では、十和田湖や小坂鉱山事務所、康楽館、小坂鉄道レールパークなど、町の個性である観光資源を磨き上げるほか、魅力や知名度を高めるため、国内外の旅行者の誘客を促進いたします。

商業の分野では、商工会や商業団体等と連携し、にぎわい、活気を生む商業の取り組みを支援いたします。

工業の分野では、新たな企業の立地や既存立地企業の設備投資の誘発を図るため、産業振興促進条例に基づく雇用や施設整備への支援を行うとともに、小坂町の特性を生かした新規創業や新分野への事業展開を計画する法人、個人、団体に対する創業チャレンジ支援を行い、地域経済の活性化に積極的に取り組みます。

消費者の分野では、これまでも消費者被害の未然防止、拡大防止のために啓発活動や相談窓口の周知、広報活動等を行ってきましたが、近年、悪質商法の手口が巧妙化しており、また、消費生活相談も多様化しております。将来にわたって持続的にこれまで整備してきた消費者行政を引き続き維持、強化してまいります。

マル坂資金の関係では、預託金・借入金の保証料補給を合わせて5,131万円、中小企業振興事業として1,055万円、創業チャレンジ支援事業に130万円を計上いたしました。

商業の振興では、かづの商工会補助138万7,000円のほか、個人商店の店舗の内装や陳列棚等の改修費に対してのリフォーム補助として150万円を措置いたしました。

観光振興につきましては、東北観光復興対策交付金を活用して、外国人観光客受け入れのためのシティーW i - F i 整備に43万7,000円、大館市、仙北市、北海道函館市と連携し、インバウンド誘客対策等を実施する経費170万6,000円を計上しているほか、地方創生推進交付金を活用して、外国人観光客の誘致や交流人口の増加を図るために、マーケティング、情報発信、国内外プロモーション、地域産品の磨き上げなどを広域的に実施するための経費475万円を、地域連携DMOの一般社団法人秋田犬ツーリズムに対しての負担金として措置しております。

また、秋田県側の玄関口となる十和田湖和井内エリアを観光客等の誘客や受け入れ拠点として整備するための測量委託費等791万7,000円を含めた十和田湖観光振興に1,882万4,000円を計上いたしました。

国際交流の分野では、J I C A研修員や国際交流員、外国語指導助手との交流、これまでに培ってきたネットワークを活用し、国際性豊かな人材づくりに取り組むため、国際交流員の招致費など559万7,000円を計上しております。

8款土木費であります。

道路・交通の分野では、生活に身近な道路について、「人びとが快適に行き交うまち」を目指して、地域の交通の利便性と定住環境の向上につなげるため、道路整備を計画的に進めてまいります。

雪対策の分野では、冬期間の円滑な交通確保のため、きめ細やかな除排雪体制を確保します。要望が強い流雪溝は年次計画で設置を進めてまいります。

住宅・公園の分野では、引き続き町民の持ち家の改築、リフォームを支援するとともに、憩いの場として公園の環境を整備いたします。

道路橋りょう維持補修は633万8,000円、生活用道路改修補助100万円、道路橋りょう改良

事業は、補助事業として一本杉地区流雪溝設置ほか3路線、2橋梁を合わせて1億5,650万6,000円を計上いたしております。

河川整備としては、水害を未然に防ぐ対策として、松木沢川の護岸改修等2カ所、河川しゅんせつは6河川で実施し、1,305万2,000円を計上しております。

住宅リフォーム支援事業は550万円を計上いたしました。この事業の経済波及効果も大きく見込まれ、既存住宅の居住環境の質的向上と地域の経済活性化に大きく寄与しているものと考えております。

危険と判断された空き家の解体費用の一部補助として500万円を措置したほか、新たに危険と判断されない空き家についても解体費用の一部を補助することとし150万円を計上いたしました。

また、町内の木造住宅の耐震化率を向上させるため、耐震診断として48万円、雪に対する負担軽減を図るため、設備や資材、住宅リフォームに対する補助として150万円を措置いたしました。

9款消防費であります。

消防救急体制については、鹿角広域行政組合により、消防資機材の整備など消防力の強化を図るほか、救急救助需要の増加、多様化に対応し、指導救命救急士を中心として救急隊の技術向上を図り、救命率の向上を目指すことなど救急救助体制の充実と強化に努めます。

町内においては、消防団員の環境充実、消防団第2分団濁川班の消防ポンプ自動車の更新、消火栓の設置、防火水槽・消火栓標識板の設置など消防施設整備を進め、消防力の強化を図ってまいります。

また、地域の自主防災組織の方々が行う防災訓練活動や防災資機材購入に要する経費の一部を補助し、地域全体で災害に強い「いざというときも安心できるまち」づくりに取り組んでまいります。

鹿角広域行政組合への消防費負担金として1億4,210万6,000円を措置したほか、消防ポンプ自動車更新2,182万8,000円、消防施設整備に270万4,000円を計上いたしました。

災害対策としては、全国瞬時警報システムの更新経費に396万4,000円、新たに避難者行動要支援者システムの導入経費として362万9,000円を計上いたしました。

防災対策として、小坂町自主防災組織活動費等補助金28万円、防災情報伝達手段の一つとして導入した緊急告知ラジオの運営経費として324万円を措置しております。

10款教育費であります。教育費予算は前年度第2号補正後予算と比較し15.7%減の4

億603万4,000円となっております。その内容につきましては、教育委員会から教育行政の方針と予算案の概要の説明がありますので、割愛させていただきます。

12款公債費は、前年度第2号補正後予算と比べ1,391万1,000円、2.6%増の5億5,269万7,000円を計上しております。

平成30年度は税収の大きな伸びが期待できない中、人件費、維持修繕費、公債費等の経費が増加し、その財源として基金を活用するなど財政運営は厳しさを増しますが、健全性の確保に十分留意し、一層堅実な行政運営に努めてまいります。

以上、一般会計の概要であります。

次に、特別会計・企業会計についてご説明申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計であります。

加入世帯を831世帯、被保険者1,235人と想定し、国保税を1世帯当たり10万9,353円、医療費は前年度の実績とここ数年の実績に基づいて1.2%の減と見込み、総額6億1,130万円の前年度予算を編成しております。

後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合納付金として7,520万円を計上し、予算総額7,627万3,000円といたしております。

介護保険特別会計であります。

小坂町の高齢化率は、平成30年2月1日現在で42.7%と急速に進み、超高齢社会へ突入しております。その超高齢社会に対して、「高齢者も元気に暮らせるまち」を目標に、地域包括支援センターを中心として長期的展望に立った予防重視型施策展開を図ってまいりました。また、必要に応じて相談、見守りといった生活支援や介護・医療サービスが受けられる地域包括ケアシステムの充実に向けた地域支援事業の見直しを図り、平成27年度4月からは介護予防・日常生活支援総合事業を実施しております。一人一人が自分らしさを持ち、意欲的に暮らせるための環境づくりや高齢者の元気を地域に生かす仕組みづくりに向け、地域ケア体制の拡充、認知症高齢者対策、地域密着型サービスへの対応など、地域の実情に合わせた介護サービスの提供によって、地域で介護を支える体制を確立してまいります。

当初予算計上額は、介護認定者の保険給付等を行う保険事業勘定が歳入歳出ともそれぞれ7億6,581万3,000円で、前年度当初予算対比で196万7,000円、0.3%の増となっております。

介護サービス事業勘定は、居宅介護サービス計画費の収入を計上し、歳入歳出予算の調整で生じた財源の不足額401万5,000円を一般会計繰入金で措置しております。全体では、歳入歳出それぞれ500万1,000円、前年度当初予算対比で3,000円、0.1%の減となっております。

す。

歯科診療所特別会計は、歳入歳出それぞれ6,318万5,000円で、歳入の主なものは、診療収入4,200万円、一般会計繰入金1,930万7,000円であります。一般会計繰入金は前年度当初予算より198万8,000円の増となっております。歳出は、総務費5,479万5,000円、医療費836万3,000円及び公債費2万7,000円を計上しております。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計は、歳入歳出それぞれ608万4,000円の予算を編成しております。歳入は、共済掛金収入140万4,000円、基金運用の利子収入等20万6,000円、基金繰入金445万8,000円などで、歳出では、退職一時金445万8,000円、共済基金積立金161万1,000円及び管理費1万5,000円となっております。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は、歳入歳出それぞれ300万3,000円を計上しております。歳入は、預金利子3,000円、基金繰入金51万円、貸付金収入249万円で、歳出では、大学生新規2名、継続2名への貸付金300万円、基金積立金3,000円という内訳になっております。

文化基金特別会計は、美術品を購入する経費123万2,000円を計上し、予算額は歳入歳出それぞれ123万3,000円で編成しております。

下水道事業特別会計であります。地域環境と生活衛生を保全し、快適で衛生的な暮らしを提供するために計画的な下水道整備に努めます。

予算総額は3億1,576万2,000円で、歳出の主なものは、米代川流域関連公共下水道建設事業として、万谷地区の実施設計、上川原・万谷地区の管渠整備などで1億3,514万5,000円、県営米代川流域下水道鹿角処理区建設事業に対する負担金として89万5,000円であります。ほかに、米代川流域下水道維持管理費と汚泥焼却管理費負担金として3,188万3,000円、トイレの水洗化改造費用の利子補給金2万円などを計上しております。

歳入は、受益者分担金と負担金で271万円、下水道使用料と手数料で4,330万4,000円、国庫補助金5,000万円、一般会計繰入金1億2,184万7,000円、繰越金1,000円、諸収入50万円、町債9,740万円となっております。

小坂財産区特別会計は、小坂財産区を管理する経費として予算総額175万4,000円を計上しております。

水道事業会計は、安全で安定した水道水の供給を行うための予算を計上しております。本年度は、給水戸数2,150戸に対し1日平均1,361m³の給水を行うこととし、収益的収入2億5,808万7,000円、収益的支出2億4,477万5,000円を予定しております。高料金対策として1億147万円、簡易水道事業特別会計からの移行分の利子の一部負担を含め、一般会計から

の負担金の総額は1億628万9,000円となっております。

また、資本的支出は1億8,732万5,000円で、藤原地区配水管布設事業3,706万6,000円、企業債元金償還1億2,807万8,000円が主なものとなっております。

資本的収入は5,065万9,000円で、企業債2,790万円と一般会計からの出資金1,126万8,000円、国庫補助金914万2,000円などとなっております。

以上、平成30年度行財政の大要として、まちづくりに対する基本的な考え方と予算の主要事業についてご説明いたしました。

本予算は、町財政の健全化の確保に十分留意しつつ、住民生活を守り、町民サービスの向上のため限られた財源を有効に活用し、町民目線に立ち、小坂町の今後の進むべき方向を見据え編成したものであります。総合計画に掲げた町の将来像の実現に向け、着実かつ効果的に各施策を推進できるよう全力で取り組んでまいります。

平成30年度予算案並びに関係議案ともに慎重にご審議の上、ご協賛賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長から小坂町教育行政の方針と予算の大要についての説明を求めます。

教育長。

○教育長（熊谷隆益君） 平成30年度教育行政の方針と予算の大要について申し上げます。

教育目標、「心豊かでたくましく、ふるさとの発展に尽くす町民を育てる」。

教育行政の方針。

小坂町総合計画及び小坂町新総合教育エリア構想を基本として、小坂町教育推進大綱を策定しその施策を推進してまいりましたが、平成28年度で対象期間が満了いたしましたので、町の現状と課題を念頭に置き、目指す教育の理念や方向性を明確にするため、平成29年度第2期小坂町教育推進大綱を策定いたしました。

大綱において、学校教育では小坂町の特色を生かした教育活動を展開しながら、生きる力とふるさとを愛する心を持った児童・生徒を育成すること、社会教育では一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、学びの環境を整え、その学びの成果を生かすことができる社会を目指すことを基本方針に定めております。

この教育推進大綱に基づき、学校教育と社会教育の両面から、町の総合計画に掲げる「ひとの“つながり”を育むまち」の実現を目指して取り組んでまいります。

平成30年度における小坂町の新入学児童・生徒数は、小坂小学校27名、小坂中学校28名

の予定です。

在学児童・生徒数は、前年度平成29年4月1日現在と比較して小学校が3名減の177名、中学校は20名減の106名の見込みです。学級数は小学校が前年度同数の8学級、中学校が1学級減の5学級の見込みとなっております。

当町の学校教育においては、9年間を見通した系統的、継続的な学習指導や生徒指導を推進し、6年目の小中一貫校の充実を図ってまいります。

小学校では、平成32年度から教科化される英語の移行期間に入り、外国語活動に新たに取り組めます。また、学校給食費の半額助成、教材費の公費負担等にも継続して取り組み、子供たちが安心して学べる環境を整えてまいります。

今年度、地域に向けて発信した中学校の小坂町活性化アクションプロジェクトは、子供たちと地域の方をつなぎ、地域を支える学校から地域をつくる学校へと発展しました。地域と学校がパートナーとしてさらに充実した関係性を築くために、学校教育と社会教育の連携をより深めてまいります。

社会教育においては、多様な学習ニーズに対応した学習機会を提供するとともに、誰もが気軽に安心して利用できるよう、バリアフリーに配慮した交流センター・セパームの改修工事を行い、快適な学習拠点の整備に努めます。また、老朽化が進む各施設の点検、改修を進め、長寿命化を考慮した施設整備計画を策定します。

芸術文化振興においては、康楽館演劇祭を引き続き開催するとともに、小坂七夕祭等への支援を充実させ、地域文化の担い手の育成を図ってまいります。また、文化財の適切な保護と活用に努め、郷土館等での積極的な公開に努めます。

スポーツ振興においては、チャレンジデーや鹿角市で開催される市町村対抗駅伝ふるさとあきたランなど、町民のスポーツへの関心を高める機会と捉え、生涯スポーツの振興に努めます。

教育予算の概要。

平成30年度教育費歳出予算案全体では、一般会計で総額4億603万4,000円を計上しております。前年度2号補正後予算と比較して15.2%の減であります。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は総額300万3,000円で、前年度比59万9,000円の増であります。文化基金特別会計は総額123万3,000円で、前年度比23万2,000円の増であります。

一般会計における学校教育関係の主な事業では、児童・生徒及び保護者に対して臨床心理士による専門的なカウンセリングを実施するスクールカウンセラー設置に189万6,000円、

障害等により特別な支援を必要とする児童・生徒に対する学校生活サポート事業として、特別支援教育支援員 7 名を配置する経費 893 万 5,000 円を措置しております。

また、学校運営の充実を図るとともに、教員が児童・生徒と向き合う時間を確保するため、小中学校に町単独で非常勤講師を 1 名ずつ配置する経費として 732 万 3,000 円を、英語教育の充実と国際交流の進展を図ることを目的とした外国語指導助手（A L T）配置経費として 481 万 9,000 円を計上しています。

通学バス運行事業では、七滝地区児童用スクールバス運行経費 560 万 5,000 円と、十和田湖地区児童 3 名が通学するためのタクシー運行業務委託 432 万円とを合わせ、通学バス等運行費用として 992 万 5,000 円を計上しております。

小坂高校の発展を側面から支援する小坂高校発展支援協議会には、事業費補助として 100 万円、育英事業としては、小坂高校への入学の奨励、促進と在校生へのさらなる学業の奨励、あわせて同校の振興を図ることを目的に、資格検定受検費用の一部を補助する事業費 100 万円を計上しています。

奨学資金貸付事業は、貸費予定人員を高校生新規 2 人、高校生継続 2 人、大学生等新規 5 人、継続 9 人分で 768 万円を計上しております。また、若者の定住促進に取り組むため、奨学金貸費者で町内に居住している方へ返還額の 3 分の 1 を助成する事業として 6 人分 38 万円を措置しています。

小学校 5・6 年生から中学生の学力向上対策として開催している小坂鉦山の子未来塾の経費として 205 万 8,000 円、また、子育て支援事業として保護者の負担軽減と地産地消のさらなる取り組みを進めることを目的に、小中学校児童・生徒の学校給食費半額助成分として 725 万 1,000 円を計上しております。

保護者の負担軽減を図るため、小中学校の授業で使用する教材費等を公費負担する経費として、小学校に 224 万 9,000 円、中学校に 196 万 8,000 円の合わせて 421 万 7,000 円を措置しています。

学校の施設整備事業としては、可動式上下黒板設置工事費 124 万 2,000 円を計上し、特別支援教室 2 カ所に取りつけ、支援が必要な子供に対しても一人一人に合った教育が受けられるよう配慮してまいります。

遠距離児童・生徒の通学費補助としては、小学生では 16 人分 104 万 7,000 円、中学生では 19 人分 103 万 8,000 円、合計 208 万 5,000 円を計上いたしました。

児童・生徒のスポーツ、文化活動に係る各種大会派遣補助としては、小学校に 36 万 5,000

円、中学校に341万5,000円、合計378万円を計上しております。

教育扶助費は、小学校に対象児童33人分で338万6,000円、中学校に対象生徒21人分で270万4,000円の合計609万円を措置いたしました。

小坂町新総合教育エリア構想に基づく小中一貫教育研究会事業としては、9年間を見通してそれぞれの発達段階に合わせた学校教育を推進するため、教職員の視察研修のほか、小学校3年生のひめます稚魚の放流式参加とひめます学習会、小学校4年生のブドウ栽培と加工実習、小学校5・6年生と中学校1年生の十和田湖キャンプ等を実施する経費として101万1,000円、小中学校合同での芸術鑑賞教室、小坂中学校の合唱指導講習会、小坂高校との合同での強歩大会等に56万1,000円、合わせて157万2,000円を計上しております。

社会教育関係の主な事業では、学校への読書活動支援員配置等に206万2,000円、子育て中の両親を対象とした相談業務や親同士の情報交換、ブックスタート等の家庭教育支援事業に171万3,000円、また、小学生の放課後や休日の生活や体験をサポートする子どもクラブSkipの事業費として放課後子ども教室推進事業に142万8,000円、放課後児童健全育成事業に638万8,000円の合わせて781万6,000円を計上しています。

芸術文化振興事業では、4回目となる康楽館演劇祭に関する経費として、関連する子ども芸術文化教室と合わせて114万円を計上しております。

また、文化財保護事業としては、町の伝統行事である七夕祭や盆踊り、町の無形民俗文化財に指定されている虫送り行事及び出羽神社権現舞に対する補助として、合わせて287万9,000円を計上しております。

社会教育関連事業では、社会を明るくする運動や行事ごよみ作成、各自治会連絡協議会が行う事業への社会教育関係団体活動補助125万4,000円を計上しております。

社会教育施設整備事業では、玄関ホール、多目的トイレ、調理室など交流センター・セパームを改修する事業費として5,616万円を計上しております。

図書館費では図書購入費として103万円、郷土館費では特別展実施事業に65万6,000円を計上しております。

保健体育関係は、全町大会やスポーツ少年団活動を含む社会体育関係団体活動補助に190万5,000円、鹿角市で開催される秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン、水泳教室、鹿角小学校陸上競技大会・スキー大会等の各種スポーツ事業に109万7,000円を計上いたしました。

体育施設管理事業では、みんなの運動公園管理委託料として67万3,000円、運動場を含む

中央公園管理清掃業務等に892万5,000円を計上しております。

また、体育施設整備事業として、向陽体育館耐震強化工事2,715万円を計上しております。

また、特別会計では、菅原ヤエ奨学資金特別会計で、育英事業の充実と継続のため、奨学資金貸し付け予定人員を大学生新規2名、継続3名分として300万円を計上しております。

文化基金特別会計では、美術品購入費として123万2,000円を計上しております。

以上が主な内容であります。今後とも創意工夫をもってより効率的な運営に努めてまいります。

最後に、平成30年度の教育行政方針が施策として円滑に進めることができるよう、関係する皆様のご理解とご支援をお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、直ちに11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これを付託して審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

ちょうどお昼になりましたので、これから昼食休憩に入ります。

再開は午後1時といたします。よろしくお願いします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き会議を再開します。

まずもって、午前中の説明の中での訂正箇所があるというふうに執行部からされたので、会議の前に執行部から説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 大変すみません、午前中のところで平成30年度予算に関連して説明申し上げました行財政の対応について、ちょっと一部訂正がございますので修正をお願いしたいと思います。

小坂町行財政の概要につきまして、11ページになります。

中ほどの菅原やエ奨学資金特別会計の文面のところの3行目です。大学生新規2名、継続2名となっておりますが、そこは継続3名に訂正をお願いいたします。

あとすみません、教育行政の概要のほうも訂正がございますので、お願いいたします。

2ページでございます。

中ほどの教育予算の概要のところの2行目です。前年度2号補正後予算と比較して15.2%の減となっておりますけれども、15.7%の減となります。

大変申しわけございませんでした、訂正をお願いいたします。

○議長（目時重雄君） それでは、午前中にお諮りしました予算特別委員会の設置の委員の選任につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により、1番、鹿兒島巖君、2番、船水隆一君、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君、5番、栗山忠三君、6番、宮信君、7番、小笠原正見君、8番、成田直人君、9番、椿谷竹治君、10番、小笠原憲昭君、11番、熊谷聡君、以上11人を委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の諸君を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時04分

○議長（目時重雄君） 再開します。

休憩中にお諮りいたしましたように、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果、委員長には総務福祉常任委員長の船水隆一君、副委員長には産業教育常任委員長の栗山忠三君とすることに決定いたしました。

◎議案第13号の上程、説明、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第13号 平成30年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議案につきましても議案の朗読を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第13号 平成30年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについて、提案理由をご説明申し上げます。

法非適用の公営企業会計につきましては、地方財政法第6条において、基準外の繰り入れを行う場合は、その限度額について議会の議決を得ることとされております。

したがって、平成30年度における下水道事業特別会計に対する一般会計からの繰入額を、米代川流域鹿角処理区県営下水道事業の建設費負担金、米代川流域関連公共下水道事業に係る経費及び町債の元利償還金等の一部として、1億2,184万7,000円以内を繰り入れるものであります。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、本日設置されました予算特別委員会に付託して審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては、予算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第14号 小坂町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第14号 小坂町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の一部が改正されたことに伴い、これまで都道府県条例によって定められてきた指定居宅介護支援事業者の指定等に必要な基準等について、市町村の条例で定めることとされたため、条例を制定するものであります。

今回の法改正により、本年4月1日から居宅介護支援事業者の指定権限が市町村に移譲されることになりました。条例制定に当たり、国及び県の基準を参酌し、一部町独自の基準を盛り込んでおります。

詳細につきましては町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 議案第14号についての詳細をご説明いたします。

議案6ページの条例案をお開きください。

この条例につきましては、先ほど町長が説明いたしましたとおり、今まで、指定居宅介護支援事業者の指定につきまして、都道府県が指定等に必要な基準について条例を定めて指定しておりました。このたび、介護保険法の一部が改正されたことによりまして、本年4月1日から居宅介護支援事業者の指定権限が市町村に移譲されるため、市町村がこれらの基準について新たに条例を定めることが必要となりました。このため、今般、新たな条例を制定するものであります。

目次のほうで説明いたします。

第1条から第3条までを総則として、この条例の趣旨や一般原則を定めております。

第4条で指定介護支援事業者が遵守しなければならない基本方針を定めております。

第5条、第6条で事業者に配置しなければならない人数及び資格等、人員に関する基準を定めております。

第7条から第32条で諸手続、支援の具体的取り扱い方針、運営規定、勤務体制や記録管理等の運営に関する基準を定めております。

第33条で基準該当居宅支援事業に関する読みかえ規定を定めております。

附則で施行期日や経過措置を定めております。

これらの基準は国が示したものにのっとったものでありますが、その他、町独自の基準を追加するものについてご説明いたしますので、議案審議の参考8ページをごらんください。

審議の参考の4項目めに記載しております町で独自に盛り込む基準としては、①としまして、暴力団排除に関する項目を第3条第2項に追加しております。

次のページごらんください。

②としまして、利用者の権利擁護、虐待防止に関する項目を第3条第3項に追加しております。

③としまして、成年後見人制度の利用促進に関する項目を第15条第3項に追加しております。

④としまして、研修の実施及び人材育成に関する項目を第22条第2項、第3項に追加しております。

⑤としましては、サービス提供記録の保管期間に関する項目を第32条第2項に追加しております。

これらの項目を追加した理由につきましては、資料に記載したとおりであります。

以上で条例制定についての説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第14号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第15号 小坂町公共下水道事業受益者分担に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第15号 小坂町公共下水道事業受益者分担に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

町では、安全で衛生的なまちを目指し、その取り組みの一つとして平成10年から下水道整備を推進しておりますが、下水道を整備することによって利益を受ける皆様に利益の一部を工事費に還元していただくため、同年から小坂都市計画下水道事業受益者負担に関する条例を施行し負担いただいております。この条例は小坂町都市計画区域内にある地域を対象にしております。下水道整備は平成30年度以降は上川原地区、荒川地区、万谷地区を接続する予定となっております。しかし、これらの地域は小坂町都市計画区域以外となっていることから、負担の公平性を保つため、同等の本条例を定めようとするものであります。

詳細につきましては建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） それでは、詳細について説明させていただきます。

先ほど町長の説明にもありましたように、小坂町公共下水道は平成10年度より小坂町都市計画区域の南端に当たります藤倉地区より始まり、順次北上して、今年度、平成29年度で足かけ20年をかけて都市計画区域の北端に当たる細越地区の管渠整備を終えました。

下水道の整備につきましては、通常、人口の多い都市計画区域内から始めて、順次、都市計画区域外に当たるその周辺に整備を進めていく、整備区域を拡大させていくというのが通常でございます。町は、都市計画区域内の下水道管渠整備を終えたことから、整備計画にのっとり、平成29年度以降は都市計画区域外となる上川原地区、万谷下地区、荒川地区の順に整備を進めていく予定としております。今年度につきましては上川原地区の管渠埋設工事

に着手し、現在工事中でございます。上川原地区整備は来年度、平成30年度で完成する予定ですが、地区の一部は平成29年度に完成し、平成30年度より供用開始区域となることから、対象区域に居住する方々に受益者負担をお願いすることになります。

ところが、これまで受益者負担徴収の根拠法令は都市計画法75条であるため、これらの区域には適用できませんので、現行の条例では受益者負担金を徴収できないことになります。そこで、小坂町都市計画区域外の地域につきましては、負担の公平を保つため、地方自治法第224条に基づく本条例を定めて、受益者分担金を徴収しようとするものであります。

なお、分担金の額等につきましては、これまでの受益者負担金と同額、同制度でありまして、最大16万5,000円以上はいただかないというふうになっております。

以上、小坂町公共下水道事業受益者分担に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第15号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第19、議案第16号 小坂町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第16号 小坂町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、小坂町手数料条

例の見直しを行うもので、具体的には、第2条の第33号、砂利採取法第16条の規定による砂利採取計画の認可申請に対する審査手数料1件につき3万7,700円を3万3,900円に、また同法第34条の砂利採取計画の変更許可の申請に対する審査手数料1件につき1万7,000円を1万5,000円にしようとするものであります。

本政令で定められる手数料の標準額については原則3年ごとに見直しが行われるところであり、今回の改正は、積算基礎となる人件費単価等の減少に伴い、現行の単価と積算上の単価との乖離が大きくなったことによるものでございます。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第16号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第20、議案第17号 小坂町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第17号 小坂町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法が一部改正されたことに伴い、関係条文を整備する必要があり、条例を改正するものでございます。

なお、法改正に伴い、国民健康保険制度の安定化を図るため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担うことになります。

詳細につきましては町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 私のほうから、議案第17号 小坂町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案25ページの条例案をごらんください。

この条例につきましては、先ほど町長からの説明にありましたとおり、今まで国民健康保険について町が保険者として運営しておりましたけれども、平成30年4月1日から、国民健康保険の広域化によりまして、町と県がともに保険者として国民健康保険を運営することとなっております。それに伴いまして、県が財政運営、町が資格管理と給付というふうに役割を分担しながら国民健康保険を運営することになりますので、所要の改正を行うものであります。

第1章の名称変更及び第1条につきましては、県と町がともに国民健康保険について事務を取り扱うため、町の事務というふうに表現を明確化しております。

第2章の名称変更及び第2条では、県と町にそれぞれ国民健康保険運営協議会を設け、それぞれの権限の範囲で運営に関する事項を協議・決定するため、運営に関する協議会と表現を変更しております。

以上で条例の一部改正についての説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第17号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第21、議案第18号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第18号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月27日に成立し、国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴い、国民健康保険税の改正部分については平成30年4月1日から施行されることから、小坂町国民健康保険税条例を整理するものでございます。

詳細につきましては町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 議案第18号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、詳細をご説明申し上げます。

議案26ページの条例案をごらんください。

この条例につきましても、国民健康保険の広域化に対応するための所要の改正を行うものであります。従来の国民健康保険税条例につきましては、第2条で基礎額、後期高齢者支援金等、介護納付金の合算額と表現してあったものが、各項目の合算額というふうに表現が変更になり、また各項目に国民健康保険事業納付金に要する費用という表現が盛り込まれております。このことによりまして、被保険者の皆様から納付いただいた国民健康保険税の中から県へ事業納付金を支出するということになります。

その他、他法令との関連する文言、字句の修正や条項ずれなどもあわせて修正しております。

以上で、簡単であります。条例の一部改正の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第18号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第22、議案第19号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第19号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、介護保険法等の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

介護保険料の保険料率年度について、第7期介護保険事業計画期間年度である平成30年度から平成32年度へ改正することが主な内容でございます。

なお、介護保険料につきましては、平成27年度介護保険法改正と同時に事業開始いたしました介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新総合事業の実施等により被保険者の介護予防への意識の高揚が図られておりますことから介護度重度化の進行が抑制され、さらには全体の要介護認定率も全国・県平均を大幅に下回っている状況でございます。このため、介護報酬単価が改正される第7期計画期間においても給付費等の極端な増加は見込まれないことから、現在の基金を充当することで介護保険事業を維持できると判断し、介護保険料改定は行わず、第6期の保険料と同額とすることといたしました。

詳細につきましては町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） それでは、私のほうから、議案第19号 小坂町介護保険条例の一

部を改正する条例についてご説明申し上げます。

審議の参考16ページをごらんください。

この条例は、保険料の適用する期間を平成30年度から平成32年度までとするものでございます。保険料につきましては、介護保険事業計画を3年ごとに見直しを行い、必要とするサービス事業費から保険料を算出しております。平成30年度からの次期保険事業計画では保険料について改定の必要がなく、基準月額5,300円を予定しております。

そのほかに他法令との関連する文言、字句の修正や条項ずれの修正を実施しております。

以上、簡単でございますが、条例の一部改正の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第19号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第23、議案第20号 小坂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第20号 小坂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正されたことに伴い、関係条文を整備する必要があり、条例を改正するものであります。

改正内容は、国民健康保険の被保険者であって、住所地特例の適用を受けて従前の住所地

の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとされたことに伴い、町が保険料を徴収する被保険者にこれを加えるものであります。

詳細につきましては町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 私のほうから、議案第20号 小坂町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について詳細をご説明いたします。

議案審議の17ページをごらんください。

この条例につきまして、施設等に入所し住所を移転した被保険者についても従前地の住所を有するとみなすという特例、いわゆる住所地特例について法改正がありました。これに対応するものであります。従前では、国民健康保険等で住所地特例を受けていた被保険者が後期高齢者医療に切りかわる際、現住所の市町村の後期高齢医療に加入することとなっておりました。この改正によりまして、住所地特例が後期高齢医療に加入する際にも引き継がれることとなります。条例では、住所地特例を定めた高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2第2項に、準用する場合との文言を追加しております。

以上で条例の一部改正についての説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第20号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第24、議案第21号 小坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第21号 小坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、その内容に沿って改正するものでございます。

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等において、ケアマネージャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護事業者が特定相談支援事業者との連携に努めることなどを追加しております。

詳細につきましては町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 私のほうから議案第21号についての説明を申し上げます。

審議の参考19ページをごらんください。

この条例改正につきましては、先ほど町長が説明いたしましたとおり、この基準に関する省令が改正されたことによって、町で定めている条例を改正するものであります。

初めに、目次の各項目に指定介護予防支援の事業についての文言が追加されております。

20ページをお願いします。

20ページ中段ですが、共生型社会の理念に基づきまして、障害者の規定を追加しております。

21ページをお願いします。

上段の第7条第3項は、医療との連携について追加しております。

23ページ下段の第33条第13号は、介護に関するサービス計画についての規定を追加しております。

24ページ中段の第14号の2は、医療との連携についての規定を追加しております。

25ページから26ページにかけての第28号は、情報開示についての規定を追加しております。

そのほか法令との関連する文言、字句の修正、そのほか条項ずれなどを修正しております。

以上で条例の一部改正についての説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第21号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第25、議案第22号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第22号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されましたことに伴い、その内容に沿って改正するものであります。

新たに設けられた共生型地域密着型通所介護において、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして基準が設けられたことや、平成30年度から新

たな介護保険施設の類型として介護医療院が創設されることに伴い、施設等の種類を掲げる規定に追加しております。

詳細につきましては町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） それでは、私のほうから議案第22号についての説明を申し上げます。

審議の参考27ページをお願いいたします。

この条例改正は、先ほど町長が説明いたしましたとおり、この基準に関する省令が改正されたことによって、町で定めている条例を改正するものであります。

主な改正点は、共生型サービスの基準が設けられたこと、介護医療院の区分が創設されたことであります。

共生型サービスにつきましては、障害を持つ方が65歳を迎えると障害系のサービスから介護サービスに移行し、サービス基準が変わることによりまして、今まで受けることができた場所等でのサービスが受けられなくなることを解決するものであります。障害福祉サービスの指定を受けた事業所であれば、共生型介護事業所の指定を受けることができ、引き続き同じ場所で同様のサービスを受けることができるようになります。

介護医療院は、慢性期の医療介護ニーズの対応のため、日常的な医療管理が必要な要介護者の受け入れや、ターミナルケア等の機能と生活施設の機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。今後、介護療養型医療施設からの転換が見込まれる分野であります。

条文についてご説明申し上げます。

第2条に共生型地域密着サービスについての項目を追加しております。

28ページお願いします。

第6条及び33ページ下段の第47条で、サービス提供責任者の従事経験が3年から1年に変更しております。

また、第6条第5項に介護医療院の区分を追加しております。

38ページの第5節で、共生型地域密着サービスの基準についての項目を追加しております。

42ページ中段の第59条の25では、指定療養通所介護事業所の利用定員の上限を9人から18人に変更しております。

45ページ中段の第65条では、ユニット型施設の入居者と通所者合わせた利用の上限を12

人としております。

56ページ、第117条第7項、それと59ページ、第138条第6項、62ページ、第157条第6項に、身体拘束の適正化についての項目を追加しております。

そのほか法令と関連する文言、表現、字句の修正などをあわせて行っております。

以上、簡単でございますが、条例の説明とします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第22号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第26、議案第23号 小坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第23号 小坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、議案第22号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と同様に、厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、その内容に沿って改正するものでございます。

詳細につきましては町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 私のほうから議案第23号についての説明をいたします。

審議の参考75ページをごらんください。

この条例改正につきましては、先ほど町長が説明いたしましたとおり、基準に関する省令が改正されたことによって、町で定めている条例を改正するものであります。

主な改正点は、共生型サービスの基準が設けられたこと、介護医療院の区分が創設されたことであります。

条文につきましてご説明いたします。

第5条で介護医療院についての表現を追加しております。また、関係する各条項にも介護医療院が追加されております。

第77条の第9項では、ユニット型施設では、入居と通所を合わせ、他利用人員の上限を12名としております。

87ページの中ほど、第78条第3項では、身体拘束の適正化についての項目を追加しております。

そのほか法令等と関連する文言、字句の修正や条項ずれなどをあわせて修正しております。

以上、簡単であります。条例改正についての説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第23号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第27、議案第24号 小坂町体験農園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第24号 小坂町体験農園設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、小坂町体験農園エリア内の土地及び建物等の施設の増加に伴い、利用形態の多様化に対応するため改正するものでございます。

条例で設置している体験農園は上向字滝ノ下地区を中心としたエリアであります。本条例が制定されたのは平成9年であり、平成29年10月にオープンした小坂七滝ワイナリーを初め、体験農園管理棟にも搾油施設など整備されており、利用形態もさまざまであることから、現状に合わせる必要があるため条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては観光産業課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君） 議案第24号について説明させていただきます。

議案審議の参考を使って説明させていただきます。

89ページをごらんください。

小坂町体験農園設置条例では施設の名称及び位置を定義しておりましたが、皆様ご存じのように、このエリアには町が整備した体験農園管理棟及び搾油施設、搾油施設事務所及び倉庫、小坂七滝ワイナリー、体験農園駐車場があります。このような各施設が整備されましたので、この町有資産を体験農園設置条例にも関連施設として別表で明記し、施設の運用の管理及び業務委託についても整理するものでございます。

なお、次ページの90ページに概要図という形で掲載させていただいておりますが、太枠で囲ったエリアの部分が体験農園のエリアでございます。図の中の下の方の部分に四角等で囲ったところがありますが、これが各種施設の配置の状況でありまして、これの囲った部分の上の方の部分については雑木が茂っております。ちょうどそれに囲まれた真ん中の部分が農地として活用され、現在、ブドウ棚等を整備しているところでございます。

以上、議案第24号 体験農園設置条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） この別表ですけれども、七滝ワイナリーと体験農園の駐車場を殊さら同じ地番で分けしたということは、何か意味があるのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君） この施設の所在地が、この地番で言うところのここにちょうどかかっている、特に意図はございません。その所在に合わせただけでございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、このエリア全体にかかわる駐車場だと、そういう意味合いはわかるのですけれども、いずれ位置関係からいけばワイナリーに一番近いところの駐車場と、そういうふうに捉えられますので、殊さらここを分けする必要がなかったのではないかと私なりに思うのですけれども、分けなければいけない理由というのは特段あるのでしょうかと、こう聞きたくなるわけです。

逆に言わせてもらえば、ワイナリーのほうに、多分これ指定管理して運営させていく施設でしょう、ワイナリーは。そうでないですか。そうすれば、駐車場も含めて管理させていくという方法のほうが後々やりやすいのではないかと思うことから、殊さらこういうふうに分けをすべきではないのではないかと私は考えたわけですが、その点いかがでしょうかと、こう聞きたいわけです。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君） 建物部分と建物以外の部分という形で単純にここは明記させていただいたということでありまして、またワイナリーにつきましては、こちらのほうは指定管理という形ではございません。今後も指定管理という形にはなりませんので、あくまで構築物とそれ以外の部分という形で分けさせていただいたということでございます。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第24号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第 25 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第28、議案第25号 小坂町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第25号 小坂町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の一部が施行され、公営住宅法の改正及び関係政省令の改正が行われ、平成29年7月26日より施行されたことに伴い、これらの法律を引用している小坂町営住宅管理条例についても改正する必要がある、あわせて条文中文言の整理が必要な箇所もあることから、今議会に上程したものであります。

詳細につきましては建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） それでは、改正の詳細につきまして説明させていただきます。

議案審議の参考、91ページをお開きください。

主な改正点は2点でございます、1点目は第5条、入居者の資格の第2項第5号中の「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「附則第4条1項に規定する支援給付」の次に、「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項または第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付」を加えるものですが、これは改正中国残留邦人等支援法が施行されたことに伴うものでございます。

2点目は、92ページにございます第13条の4項に加えた内容でございますが、改正公営

住宅法におきまして、認知症や知的障害及び精神障害等の理由により、毎年度の収入申告することが困難な事情がある者として事業主体が認めた者につきましては、収入申告義務を免除し、同法第34に規定する事業主体の調査により把握した収入に応じて家賃を決定できるようにするものでございます。

そのほかにつきましては、条文の整理によるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第29、議案第26号 小坂町特定公共賃貸住宅の家賃徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第26号 小坂町特定公共賃貸住宅の家賃徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、公営住宅法の改正及び関係政省令等の改正に伴う関係条項の改正及び所要の改正を行うもので、入居者の収入申告等の方法について、公営住宅法及び同法施行規則を引用している小坂町特定公共賃貸住宅の家賃徴収条例について改正する必要がある、あわせて条文の追加、整理が必要な箇所もあることから、今議会に上程したものでございます。

詳細につきましては建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） それでは、改正の内容につきまして説明申し上げます。

議案審議の参考、96ページをお開きください。

主な改正点につきましては、下段にあります第3条、収入の申告等の第2項におきまして、公営住宅法施行規則第8条を第7条にかえるものですが、これはもともと第8条であった収入申告の方法が削除されて第7条に繰り上がったことに伴い、同法施行規則を引用している小坂町特定公共賃貸住宅の家賃収入条例もあわせて改正するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第30、議案第27号 小坂町消防団員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第27号 小坂町消防団員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

消防団は消防組織法に基づき市町村に設置される消防機関ですが、地域における消防防災のリーダーとして、消火活動だけではなく、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っております。そのため、消防団の施設・装備の充実、消防団員の処遇改善及び団員の確保など消防団の充実強化を図り、地域の防災力を確保する必要があります。

本条例は消防団員の手当の処遇改善を行うものであり、これまでポンプ車1台につき月額3,200円のみとしていた技術手当に、新たに普通積載車1台につき月額2,200円と軽積載車1台につき月額1,600円を追加するものでございます。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） たびたび質問して申しわけないのですが、私よく理解できていないのですけれども、各分団とかにポンプ車といいますか、軽とか小さい・大きいいろいろ配置されていると思うのですけれども、つまりはそうすると今までは大きいポンプ自動車というもののしかお金は払われていないという意味ですか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 今までですと、車両の管理等に要する経費ということで、ポンプ

自動車、町内には3台ございますが、その分しか支出しておりませんでした。ですが、各班におきましては積載車も配備しておりますので、その分についても管理に要する経費等のための費用として支払うべきではないかなということもございまして、来年度からぜひ支払いを行いたいというふうに考えまして、今回提案した次第でございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） まことにもっとも結構な措置だと思うわけですが、そうしますと、大きい自動車は手間暇かかると、小さい自動車は手間暇かからないから単価が安くていいと、そういう計算根拠ですか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） やはり大きいのと小さいのの管理に関する費用、手間なども違うという部分もございまして、周辺の他の消防などの聞き取りを行いまして、このぐらいの単価がよいのではないかなというふうなことで、こういうふうに差がついたような形でございますが、単価設定したものでございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 今、新規にそういうふうな手当を加えてくださるということはまことに結構なことだと思います。ただ、私はやはり消防団の民間の皆さんが一生懸命管理して、いざというときにはちゃんと対応できるというふうな点検等を考えますと、大きかろうが小さかろうがやはりきちんとその難儀分には応えていくべきではないかと、そう思いますので、今回はこういう提案ですが、できれば速やかに同じ額とかに改正していただくように考えていただけないものかと、そういう意見を申し述べさせていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第31、議案第28号 小坂町公民館設置条例及び小坂町公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第28号 小坂町公民館設置条例及び小坂町公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は小坂公民館十和田分館の位置を改めようとする条例改正であります。

十和田分館は、町が社会教育法第21条の規定に基づき町民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって町民の教育の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置している公民館の一つであります。

これまで旧十和田小・中学校を公民館として使用してまいりましたが、地域集落から若干ではありますが離れていること、現公民館よりも近い場所に大川岱自治会館があることから、地域住民の集会等は自治会館で開かれている現状にあります。

本一部改正は、地域住民の利用実態に合わせ、公民館機能を大川岱自治会館内に移転することとし、条例の条文を改めるものであります。

なお、本件につきましては、地域住民の同意を得ているところでございます。

改正内容は、第1条では、公民館設置条例において十和田分館の位置を改めるとともに、自治会館内に公民館を設置することから公民館使用料を規定することが困難なため、第2条において公民館使用料徴収条例から十和田分館に関する規定を削るものでございます。

新たな位置はこれまで以上に利用していただきやすい場所でありますので、公民館事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、施行日は平成30年4月1日としております。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） この大川岱の自治会館については自治会が管理していると思うのですけれども、管理するに当たっては、暖房料とかそういう使用料的なものをその自治会が徴収しているということはあるかどうか、ご承知でしょうか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） たしか徴収していないというふうに伺っておりました。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、自治会の中で内輪で使う分はいいと思うのです。自分方の町内会費とかいろいろなものを充当して使っていただくということは、これは地域で会費を取って運営しているから、殊さら徴収しなくてもいいと。ただ、外部の者が、今度は集会施設、公民館がなくなるわけですから、もしかするとこの自治会館を外部の団体等が使わせてほしいというふうな場面が出てくるのではないかと、そういうことが懸念されるわけです。そうした場合に、これは自治会の問題だと思うのですけれども、外部の者については徴収するとかというふうなこともある意味では指導しておかないと、自治会がえらい迷惑をこうむることが発生しかねないと思うわけで、質問させていただきました。

○議長（目時重雄君） 10番、これに答弁必要ですか。いいですか。

その他、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第32、議案第29号 町道の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第29号 町道の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、宅地造成、利用形態の変更により、その他町道2路線を新たに認定しようとするものであります。これによりその他町道が224.7mふえ、全体としては220路線、15万7,245.4mとなります。

詳細につきましては建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） それでは、町道の認定につきまして説明申し上げます。

別冊となっている町道路線認定調書、厚いものですが、その1ページをお開きください。

今回新認定となりましたのは2路線ございまして、一つ目がその他路線で路線番号が304となります苗代沢線であります。苗代線は、中小坂地区の町道苦竹山崎線と町道中小坂線までを結ぶ延長129.2mの路線でございます。苗代沢線は長年、砂防指定地の完了道路として広く地域の住民に利用されており、1級町道とその他の中小坂線を通じて主要地方道大館十和田湖線を結ぶための路線であります。住民の生活にも密接した路線でございますことから、今回認定したいというものでございます。

次に、同じくその他路線で路線番号が305となります岩ノ下2号線であります。町道新町山崎線と町道さくらんぼ大稲坪線までを結ぶ延長95.5mの路線であります。小坂町の定住促進住宅・岩の下ハイツの建設に伴い、平成28年度に当該路線を新設したものでありますことから、新たに町道認定したいというものであります。

以上、町道の認定につきまして説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第29号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第33、議案第30号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第30号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、小坂町みんなの運動公園の指定管理者を指定するものであります。

みんなの運動公園は、パークゴルフを中心とした軽スポーツの活動拠点として、「町民とともに…」をコンセプトに、自然環境を生かした事業展開を目指す施設であり、平成25年4月から小坂町スポーツクラブを指定管理者に指定し、その管理・運営に当たっていただいているところでございます。このたび、指定の期間が今年度で満了することに伴い、引き続き小坂町スポーツクラブを指定管理者に指定しようとするものでございます。

副町長を委員長とし、職員並びに外部有識者で組織する指定管理者選定委員会を1月23日

に開催し、本施設の管理運営に係る事業・収支計画の内容等についての説明の後に質疑応答等を行い、その後、選定基準を参照しながら審査を行いました。小坂町スポーツクラブの着実な事業実施により小坂町みんなの運動公園の管理運営は安定しており、今後5年間の提案内容も十分基準を満たしていることから、小坂町スポーツクラブを指定管理者候補者に選定することを決定いたしました。

指定管理期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間であります。

議会の議決をいただいた後に指定管理者の指定をし、管理に関する基本協定の締結を行いまして、4月から管理運営を行うこととなります。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第30号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第34、議案第31号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第31号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、小坂町福祉保健総合センター及び同センターの構成施設である小坂町老人福祉センター、小坂町保健センター・事業部門、並びに小坂町中央児童館の指定管理者を指定す

るものでございます。

小坂町福祉保健総合センターの運営管理は、センター内において町民課が運営管理を行っておりましたが、平成26年7月の本庁舎への町民課移転に伴い、同月から社会福祉法人小坂町社会福祉協議会を指定管理者に指定し、管理運営の効率化とともにサービスの向上と充実を図ってまいりました。このたび、指定の期間が今年度末で満了することに伴い、これまで順調な管理がなされておりますことから、引き続き小坂町社会福祉協議会を指定管理者に指定し、管理を行わせようとするものでございます。

指定管理期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間であります。

指定管理者の指定に当たっては、小坂町の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条により、公募によらない指定管理者の候補者に予定し、本年1月23日に指定管理者選定委員会を開催して、小坂町社会福祉協議会から提出された申請書による事業計画の内容等について審査し、選定委員からは、これまでの実績からして指定することに異論はないとの意見がありましたので、小坂町社会福祉協議会を候補者に選定いたしました。

議会の議決をいただいた後に指定管理者の指定をし、基本協定の締結を行いまして、4月から引き続き管理を行うことになります。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第31号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第35、議案第32号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第32号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、小坂町デイサービスセンター「ゆーとりあ」並びに「ほっとりあ」の指定管理者を指定するものであります。

「ゆーとりあ」並びに「ほっとりあ」でのデイサービス事業につきましては、平成20年度から社会福祉法人小坂町社会福祉協議会を指定管理者に指定し、管理運営の効率化とともにサービスの向上と充実を図ってまいりました。このたび、平成25年度から指定の期間が今年度末で満了することに伴い、これまで順調な管理がなされておりますことから、小坂町デイサービスセンター「ゆーとりあ」並びに「ほっとりあ」ともに引き続き小坂町社会福祉協議会を指定管理者に指定し、管理を行わせようとするものでございます。

指定管理期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間であります。

指定管理者の指定に当たっては、小坂町の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条により、公募によらない指定管理者の候補者に予定し、本年1月23日に指定管理者選定委員会を開催して、小坂町社会福祉協議会から提出された指定申請書による事業計画の内容等について審査し、選定委員からは、これまでの実績からして指定することに異論はないとの意見がありましたので、小坂町社会福祉協議会を候補者に選定いたしました。

議会の議決をいただいた後に指定管理者の指定をし、基本協定の締結を行いまして、4月から引き続き管理を行うことになります。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第32号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

〔「休憩をとっていただきたい」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ただいま、休憩を要求されておりますので、これから３時まで休憩に入ります。

休憩 午後 ２時４４分

再開 午後 ３時００分

○議長（目時重雄君） 会議を再開いたします。

◎議案第３３号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第36、議案第33号 平成29年度小坂町一般会計補正予算（第７号）についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第33号 平成29年度小坂町一般会計補正予算（第７号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、年度末における各事業の精算見込み及び不足額の追加によります事務・事業費の整理、国・県補助金の確定による整理、特別会計への繰出金の整理などを中心に編成したほか、国の補正予算において示された総合的なＴＰＰ等関連施策大綱実現に向けた施策に関連した担い手確保・経営強化支援事業及び産地パワーアップ事業を措置いたしました。

歳入においては、事務・事業に関連する国・県支出金及び町債等の特定財源を調整したほか、入湯税が予算計上額を上回ったことからそれを措置し、また普通交付税決定額のうち未計上であった分を全額予算化いたしました。その結果、歳入に剰余が生じ、財政調整基金に１億800万円の積み立てが可能となりました。

今回提案する補正額は、歳入歳出にそれぞれ5,753万7,000円を追加し、補正後の歳入歳

出予算の総額を43億6,703万8,000円にするものであります。

第2条において、年度内での完了が困難と見込まれる5事業について、繰越明許費を設定いたします。

3条においては、平成30年度に実施する事業1件について、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

第4条においては、7事業について起債限度額を調整しております。

歳入歳出補正予算内容の細部につきましては総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、一般会計補正予算（第7号）の詳細について説明いたします。

歳出のほうから充当される特定財源の内容とあわせて説明いたします。

15ページをお開きください。

1款1項1目議会費です。議員活動事業のうち、事務調査旅費と議会だより発行に係る経費について、精算によりそれぞれ減額しています。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。人権啓発活動として実施した小坂小・中学校の児童・生徒による人権の花植栽に係る経費の精算として、消耗品費1万4,000円を減額しました。また、その財源として交付される県委託金も同額減額しています。

4目財産管理費です。11節の燃料費は、灯油単価の高騰により本庁舎に係る不足見込み分として12万8,000円を措置しました。12節役務費では、旧七滝小学校の管理に係る経費について、精算により8万5,000円減額しています。13節の業務委託料は、町有施設の除排雪経費の不足分の追加と、旧七滝小学校の管理に係る経費の精算によるものです。14節の道路使用料は、公用車の高速道路使用料に不足が見込まれることから10万円追加しています。

財源内訳のその他欄の371万2,000円の内訳は、東北自動車道標識更新工事に係る事業者の資材置き場として旧砂子沢ダム事務用地を貸し付けたことなどによる土地貸付収入83万8,000円と、青森県十和田市休屋地区の情報通信基盤整備工事に係る事業者の現場事務所として旧砂子沢ダム事務所を貸し付けたことなどによる建物貸付収入130万5,000円、町有地となっている岩ノ下地内の用地138.91㎡について、隣接している方の申し出により売却したことによる土地売却収入102万3,000円と、緑のオーナー制度により所有していた分収育林のうち7.875haが売買されたことによる分収木処分金111万2,000円、町が借りて貸し付け

ている土地の一部が返地されたことに伴う土地転貸収入56万6,000円の減が主なものです。

5目企画費です。1節の振興計画審議会委員報酬は、当初3回を予定していましたが、実績として2回となったことから3万円を減額しました。

8節の報奨金は、地域おこし協力隊員2名に対する経費を措置していましたが、応募者がなかったことから352万3,000円減額しています。この後の9節、11節、12節、14節、16節、19節についても、それぞれ地域おこし協力隊に関する経費を減額しています。

講師謝礼金では、講師を招いての男女共同参画に関する講座の開催を予定していましたが、その取り組みができなかったことから謝礼金1万1,000円を減額しました。

9節の職員普通旅費及び職員研修旅費については、実績に基づきそれぞれ7万5,000円、12万2,000円減額しています。

11節の修繕料は、宅地分譲地に関連する経費を予算化していましたが、実績がなかったことから20万円減額しました。

12節の通信運搬費は、庁舎内等のWi-Fi通信料、まちづくりアンケート郵送料等の実績見込みから68万円を減額しています。

13節の業務委託料では、ふるさと小坂会親睦会での特産品販売委託の精算として6万6,000円減額しました。

設計委託料は、旧七滝小学校利活用の実施設計委託料を精算により52万4,000円減額しました。

14節は地域おこし協力隊に係る経費等の減額です。

16ページをお開きください。

15節の施設設置工事費の減額は、十和田出張所と十和田ふるさとセンターへのWi-Fiステーション設置に係る工事費を予算化していましたが、東北観光復興交付金を活用した事業で実施することとなったことから減額しました。

19節の負担金では、実績がなかったことからそれぞれ減額しました。

補助金です。テレビ共同受信施設維持費管理補助金は、平成29年度に予定していた十和田湖地区での光ファイバー化に伴う引き込み工事が翌年度に延期になったことから、557万5,000円を減額するものです。

ふるさと小坂会補助金は、小坂高校生の出店に対する補助の精算により3万5,000円減額しました。

出合いイベント支援事業補助金は、申請団体等がなく、10万円を減額しています。

砂子沢地区デマンド型乗合タクシー運行補助金は、実績により8万7,000円減額しています。

みんなの地域づくり事業補助金は、本年度、申請自治会がなかったことから90万円減額しました。

小坂町移住体験ツアー補助金は、実績に基づき10万円を減額しました。

住宅購入改修費補助金は、当初3件分を見込んで予算化していましたが、年度末までに5件の追加が見込まれることから、230万円を追加しています。

財源内訳欄の国・県支出金26万2,000円の減額は、旧七滝小学校改修に係る実施設計分の事業費の減による国庫補助金分です。

地方債欄は、十和田湖地区のテレビ共同受信施設整備事業に係る地方債を550万円減額しています。

その他欄の264万円の減額は、秋田県市町村振興協会からの助成金額と、十和田湖テレビ共聴組合の光ケーブル利用料確定に伴うものです。

7目基金費です。収支予算調整の結果1億800万円の剰余が発生しましたので、財政調整基金に積み立てることとしたものです。この予算補正の結果、平成28年度末に9億6,573万4,000円であった財政調整基金残高が、平成29年度において4億1,012万9,000円を取り崩し、1億900万円を積み立てたことから、平成29年度末残高は6億6,460万5,000円となります。

8目バス運行費です。11節の燃料費の6万円の増は、燃料費単価の高騰により不足が生じることから追加したものです。財源内訳欄のその他の118万3,000円の減額は、秋田県市町村振興協会からの助成金の額の確定に伴うものです。

2項徴税费、1目税務総務費です。9節の職員普通旅費は、木造家屋評価実務研修会への参加経費を予算化していましたが、参加できなかったため2万8,000円を減額しています。19節負担金の大館地区税務協議会と地方税電子化協議会は、平成29年度分の負担金の確定によりそれぞれ減額しました。

5項1目統計調査費です。平成30年に実施する住宅・土地統計調査に先立ち本年度実施した単位区設定に関する交付金が確定したことに伴い、1節の住宅・土地統計調査調査員報酬に2,000円、11節の消耗品費に4,000円それぞれ追加しています。財源は住宅・土地統計調査交付金の追加分6,000円です。

3款民生費、1項社会福祉費、2目高齢者福祉費です。13節業務委託料は、養護老人ホームへの入所者が18人から22人にふえたことと、事務費の単価が改正されたことに伴うもの

として648万3,000円、十和田湖地区の方の福祉サービス利用者がふえたことによるものとして12万7,000円それぞれ増額しています。財源内訳欄のその他213万7,000円は、養護老人ホーム入所者の負担金の増額分236万3,000円と、生活支援ハウス利用者負担金の精算による22万6,000円の減額分です。

5目障害者福祉費です。20節の更生医療給付費の4万6,000円の増は、人工透析者の増加による不足分です。財源内訳欄の国・県支出金3万4,000円は、更生医療給付に係る国分2万3,000円と県分1万1,000円を増額したものです。その他の38万5,000円は、障害者計画相談支援事業交付金が追加交付されることにより増額となったものです。

8目交通安全・防犯対策費です。1節の交通指導員報酬の28万8,000円の減は、交通指導隊員数を当初予算において9名で予算化していましたが、6名の実員となっていることから、不用額分を減額しました。

9目臨時福祉給付金給付費です。この目では臨時福祉給付金給付事務費国庫補助金を10万6,000円措置したことによる財源振替です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費です。20節の児童手当の701万5,000円の減は、実績見込みによるものです。財源内訳欄の国・県支出金の600万2,000円の減は、過年度分の児童手当国庫負担金が措置されたことによる3万2,000円の増のほか、児童手当の精算による国及び県負担金603万4,000円の減を計上したものです。

2目児童運営費です。13節児童運営費委託料は、年度途中の新規保育委託児童の増加と公定単価の改正によるもので、211万5,000円を増額しました。財源内訳欄の国・県支出金の267万2,000円の増は、保育委託に係る国及び県負担金99万5,000円、すこやか子育て支援事業県補助金167万7,000円を計上したものです。その他の42万4,000円の増は、委託保育料分です。

3目児童福祉施設費です。13節業務委託料は、給食調理員の委託費分に不足が見込まれることから10万円を追加しています。財源内訳欄の国・県支出金の41万1,000円の減は、すこやか子育て支援事業県補助金の精算によるものです。その他の50万5,000円の減は、町立保育所の保育料と受託保育料の精算分です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費です。19節負担金では、鹿角広域行政組合でのごみ処理に係るアルミプレス等の売却価格の高騰による物品売払収入の増等により、97万5,000円を減額しています。補助金のかづの厚生病院救急医療等支援補助金は、小児医療病床の基準額の変更により町分も増となり14万6,000円を計上しました。財源内訳欄の地

方債の20万円の減は、かつの厚生病院医師確保対策支援補助金に係るものです。その他欄の351万5,000円の減は、環境保全協力金について、年間6万tの搬入を見込み3,000万円を計上していましたが、実績で5万2,970tの搬入であったことから、それに合わせ減額するものです。

2目環境衛生費です。13節の管理委託料11万5,000円の減は、中央公園公衆トイレ解体に伴い、浄化槽清掃作業が不要となったことによる減額です。19節の合併浄化槽設置費補助金の536万1,000円の減は、当初予算で10件を見込んでいたところ、5件の実績となったことによるものです。財源内訳欄の国・県支出金157万4,000円の減は、合併処理浄化槽設置に係る国庫補助金82万4,000円、県補助金82万4,000円の減額と、浄化槽設置の届け出受理に係る県からの権限移譲推進交付金の実績見込みによる7万4,000円の増額分となっています。

5目母子保健指導費です。妊婦健診審査に係る歯科健診分の県補助金1万4,000円が新たに措置されることによる財源振替です。

6目健康推進事業費です。13節の検診委託料は、各種検診受診者の実績による73万円の減額となっています。

18ページをお開きください。

3項1目診療費です。歯科診療所特別会計の診療収入の減による予算補正に伴う繰出金484万2,000円の追加です。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費です。1節の農業委員会報酬は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動及び成果実績に応じて農地利用最適化交付金が交付されますが、追加交付があったことから105万2,000円を追加しました。9節の費用弁償では、機構集積支援事業としての農業委員の活動実績により20万9,000円を減額しています。財源内訳欄の国・県支出金は、県補助金の農地利用最適化交付金の追加分91万5,000円と、機構集積支援事業補助金26万円の減額分です。

3目農業振興費です。19節の補助金85万円の減は、元気農業夢プラン実現事業、鳥獣被害防止対策事業、飼料用米作付支援事業について、それぞれの実績見込みによるものです。また、環境保全型農業直接支払交付金も、実績見込みにより92万7,000円を減額しています。財源内訳欄の国・県支出金の88万円の減は、それぞれの事業の確定による県補助金の減で、元気農業夢プラン実現分が18万4,000円、環境保全型農業直接支払交付金分が69万6,000円の減を合わせたものです。地方債の90万円の減は、農産物加工施設整備事業の事業費の確定によるものです。

5 目農業経営基盤強化促進対策費です。機構集積協力金は実績見込みから284万3,000円を減額しています。担い手確保経営強化支援事業及び産地パワーアップ事業は、国の補正予算において示された総合的なT P P等関連施策大綱実現に向けた施策に関連して追加された事業で、農業用機械・施設の導入等に対して支援するものです。担い手確保経営強化支援事業費補助金では、2 農業法人に対してトラクターや集出荷施設の整備に553万1,000円、産地パワーアップ事業補助金では、1 農業法人に対してライスセンター整備に2,434万7,000円をそれぞれ県補助金と同額を補助するものであります。両事業とも年度内の完成は困難であることから、全額明許繰越いたします。

財源内訳欄の国・県支出金欄の2,703万5,000円の増は、機構集積協力金に係る県補助金284万2,000円を減額していますが、担い手確保経営強化支援事業及び産地パワーアップ事業分として2,987万7,000円を追加したことによります。

2 項林業費、1 目林業振興費です。狩猟免許等取得費補助金は、実績見込みから17万6,000円を減額しました。

7 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費です。19節の産業振興としての雇用奨励金及び施設整備費補助金は、申請がなかったことからそれぞれ55万円と1,000万円を減額しています。店舗等改修事業補助金は、実績見込みから100万円を減額しました。

3 目観光費です。12節の広告料は、実績見込みから15万円を減額しています。財源内訳欄の国・県支出金欄の35万1,000円の減は、東北観光復興対策事業の確定によるものです。その他欄は、未来創生基金の一部を東北観光復興対策事業の一般財源として充当していましたが、その分が特別交付税で措置されることになったことから、124万9,000円を減額しています。

4 目康楽館費です。13節の業務委託料は、康楽館歌舞伎大芝居公演の事業収入による精算として138万3,000円を減額しました。15節の設備改修工事費は、康楽館の舞台吊物昇降用ワイヤー交換改修及び高圧受電設備機器更新工事の精算により16万2,000円を減額するものです。財源内訳欄のその他欄の1,075万6,000円の減は、康楽館歌舞伎大芝居公演の観劇収入等の精算による1,067万7,000円と、舞台吊物昇降用ワイヤー交換改修工事の精算による康楽館運営基金繰入金5万4,000円、役者住宅使用料の精算による2万5,000円の分です。

5 目小坂鉦山事務所費です。小坂鉦山事務所のエアコン改修工事の精算により76万2,000円を減額しています。

6 目国際交流推進費です。9 節の費用弁償は、国際交流員に係る旅費等の実績見込みによ

り20万5,000円を減額しています。19節の国際交流協会補助金は、中高生海外体験旅行への参加者が決定したことから、不用額となる20万円を減額しました。

7目観光サポート事業費です。今年度は観光フォーラムを開催しなかったことから84万円を減額しています。

8目小坂鉄道レールパーク費です。ブルートレインあけぼの号や施設等の修繕の実績見込みから46万9,000円減額しました。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費です。13節の業務委託料は、木造住宅耐震診断の申込者がいなかったことから、26万円を減額しています。19節の負担金では、国道454号整備促進期成同盟会に係る負担金額の決定にあわせて9,000円を減額しています。補助金では、住宅リフォーム支援事業分として予算額550万円に対し実績見込み額が480万円となることから70万円減額し、空き家解体事業分の予算額800万円に対し実績額428万5,000円でしたので371万5,000円を減額、木造住宅耐震改修分は実績がなかったことから60万円の減額、融雪設備設置費分は実績見込みから120万円をそれぞれ減額しています。

財源内訳欄においては、国・県支出金で木造住宅耐震診断改修に係る国及び県補助金として63万円を減額しています。地方債欄は、空き家の解体に補助する空き家適正管理補助金について、その実績から過疎対策債ソフト分380万円を減額しました。その他欄の2万円の減は、木造住宅耐震診断に係る個人負担分です。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費です。財源振替として、ハンギングバスケット協賛金6万円を追加しています。

20ページをお開きください。

2目道路橋りょう新設改良費です。国の補助金額確定に伴う事業の縮小及び実績等により、永楽町地区流雪溝、砂子沢1号線、上向1号線、上小坂2号線などの町道改良等事業費と、大地橋・手紙沢大橋の橋りょう長寿命化事業費を精算し、3,099万5,000円の減となりました。財源内訳欄の国・県支出金の2,234万3,000円の減は、社会資本整備交付金の減額です。事業縮小及び実績に伴い起債発行額も1,100万円の減となっています。

3項河川費、1目河川総務費です。この目では財源振替として砂防設備の占用等、許可申請に係る県からの権限移譲推進交付金の増により、財源内訳の国・県支出金に5万1,000円を追加しています。

4項都市計画費、1目都市計画総務費です。都市計画審議会及び景観審議会の開催がなかったことからそれに係る経費を減額したほか、北海道・東北ブロック都市再生整備計画研究

会負担金の精算により、目全体で7万4,000円減額しました。

2目公園管理費です。この目では、都市計画区域内の公園の管理等の経費などを予算化していましたが、修繕費、業務委託料、資材費の精算見込みから予算を整理した結果、67万円の減額としています。

3目下水道費です。下水道事業特別会計補正予算に係る収支調整分として、繰出金174万6,000円を追加しました。

5項住宅費、1目住宅管理費です。11節では町営住宅に係る修繕費の不用見込み額60万円を減額し、15節では町営住宅の施設解体工事費の精算で11万円を減額しています。

2目住宅建設費です。この目では、財源振替として岩ノ下地区の若者向け定住促進住宅の整備事業に充てている過疎債及び秋田県市町村振興資金の発行額の決定により、財源内訳の地方債として50万円を減額しています。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費です。鹿角広域行政組合の消防費に係る負担金の調整により3万5,000円減額しています。

2目非常備消防費です。小坂町消防体育会及び出初式での表彰が終了したことによる賞賜金の精算として12万円を減額しました。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育助成費です。13節の業務委託料では、スクールバス等運行業務の実績見込みにより141万3,000円を減額しています。19節では、学校給食費の半額助成について、その実績見込みから60万円を減額しました。21節では、奨学資金貸付について、実績に基づき192万円の減額を行っています。財源内訳の国・県支出金46万円の減額は、スクールバス運行等の実績見込みによるものです。

2項小学校費、1目学校管理費です。11節では、燃料費単価の高騰により不足が生じることから、その不足分として49万2,000円を追加しました。

2目教育振興費です。20節の給食費と体育実技用具の購入援助費については、実績からそれぞれ54万7,000円と71万1,000円を減額しました。

3項中学校費、2目教育振興費です。13節の業務委託料11万1,000円の減と14節の車借用の26万2,000円の減は、各種大会への派遣及び小中一貫教育研究会に係る経費の精算によるものです。19節は、実績見込みから各種大会派遣費補助金を184万4,000円減額しました。20節では、実績見込みから給食援助費31万9,000円を減額しました。

22ページをお開きください。

4項社会教育費、1目社会教育総務費です。4節社会保険料と7節事務補助員賃金は、社

会教育総務に係る事務補助員分の精算で、24万円と50万円をそれぞれ減額しました。保育士等賃金は放課後児童クラブに係る分で、精算により110万円を減額するものです。財源内訳欄では、保育士等賃金の減額により、それに対応する県補助金も減額となることから、82万8,000円を計上しています。

3目芸術・文化振興費です。当初予算でDOWA社有地内での文化財発掘に係る作業員賃金と重機搬入等の委託料について計上していましたが、試掘がなかったことから精算し、それぞれ25万7,000円と52万1,000円を減額しました。職員普通旅費の8万8,000円の減は、実績による精算です。

4目社会教育施設管理費です。7節賃金では、昨年10月からの秋田県最低賃金の改定により町の賃金単価も改定したことに伴い、川上公民館の事務補助員賃金に5万5,000円、交流センターの作業員賃金に6万3,000円それぞれ追加しました。11節の消耗品費では、交流センターのポスター用プリンターの消耗品の不足により5万5,000円を追加し、燃料費では、単価高騰により不足が見込まれることから交流センターに9万7,000円を追加、光熱水費では、川上公民館の電気料等に不足が見込まれることから12万円を追加しています。12節の通信運搬費は、交流センターの電話料に不足が見込まれることから4万3,000円を追加しました。

財源内訳欄の国・県支出金は、交流センター内の放課後児童クラブ改修に係る県補助金の確定により、240万4,000円を追加しています。地方債の1,160万円の減は、七滝コミュニティーセンターの改修事業に秋田県振興資金を充当していましたが、起債対象外となったことから減額しています。

6目図書館費です。燃料費単価の高騰により燃料費に不足が生じることから16万9,000円を追加しています。

7目郷土館費です。11節では、不足が見込まれる燃料費及び光熱水費にそれぞれ30万7,000円と22万1,000円を措置しました。19節の日本博物館協会負担金は、実績に基づき1万円減額しています。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費です。ここでは、7月22日の豪雨により予算計上した15節の堀内川河床整備工事費と、22節の渡ノ羽町営住宅の屋根崩落で被災した家財に係る賠償金の精算として2万3,000円と4万6,000円をそれぞれ減額しました。

続いて歳入について、今回補正した一般財源について説明いたします。

10ページをお開きください。

1 款町税、5 項 1 目入湯税です。入湯税が当初見込みを上回る見込みであることから、今回の補正において185万5,000円を追加しました。

9 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税です。今回の補正予算に係る一般財源として、普通交付税 1 億29万6,000円と特別交付税の震災復興分201万5,000円を措置しました。

13ページをお開き願います。

16款寄附費、1 項寄附費、1 目一般寄附金です。一般寄附金 1 件80万円の申し出があったことから、79万9,000円を追加しています。

戻っていただきまして、6 ページをお開き願います。

第 2 表の繰越明許費です。これは、平成29年度中の完成が困難で翌年度へ繰り越す 5 件について、繰越明許費の上限額を定めるものです。

2 款総務費、1 項総務管理費の大地地区テレビ共同受信施設改修事業205万5,000円は、12月議会で議決いただいた一般会計補正予算（第 6 号）で措置していた大地地区テレビ共同受信施設組合が行っている光ケーブルへの更新費用に対する補助金について、全額明許繰越するものです。

旧七滝小学校改修事業777万6,000円は、旧七滝小学校改修に係る実施設計委託料で、地元との協議が 2 月となり、実施設計図及び積算の着手がおくれ年度内の完成が困難となったことから、その事業費全額を明許繰越するものです。

6 款農林水産業費、1 項農業費の担い手確保経営強化支援事業553万1,000円と産地パワーアップ事業2,434万7,000円は、先ほど歳出の説明で申し上げたとおりです。

2 項林業費の岩沢地区治山事業314万2,000円は、県単局所防災事業として採択された岩沢地区の字下上山地内の林地崩壊箇所について、1 月に工事発注しましたが、冬期間の工事となり年度内の完成は困難であることから、その事業費500万円の一部を翌年度に繰り越すものです。

第 3 表債務負担行為では、休廃止鉱山坑廃水処理業務委託は、平成30年度予算に計上している621万円について、その手続等を平成29年度中に行う必要があることから、今回の措置としたものです。

第 4 表の地方債補正では、先ほど歳出の説明において述べたように、需用費の精算等に伴い調整し、総額から3,350万円減額し、地方債の限度額を 4 億398万9,000円から 3 億7,048万9,000円に変更するものです。

以上で一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第33号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第34号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第37、議案第34号 平成29年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第34号 平成29年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

保険事業勘定の既決予算額に歳入歳出とも40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億8,666万8,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、3款地域支援事業費について、1項1目介護予防事業費において訪問型・通所型サービス費が増加していることから、40万円を追加するものでございます。

歳入におきましては、1款介護保険料について、実績見込みにより40万円を追加するものでございます。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第34号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第35号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第38、議案第35号 平成29年度小坂町歯科診療所特別会計補正

予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第35号 平成29年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも13万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,157万円にするものであります。

歳出補正の主な内容は、1款1項1目総務費において、臨時歯科衛生士1名分の賃金31万円、燃料費15万3,000円、自動ドア不具合による修繕料23万8,000円を追加し、岩手医科大学からの派遣歯科医師賃金12万4,000円、職員普通旅費15万6,000円、2目医療費において医薬材料費45万円等を減額しております。

歳入補正の主な内容は、1款1項1目歯科診療収入個人負担分、保険分、合わせて498万円、健診収入40万円を減額し、財源不足として3款一般会計繰入金へ484万2,000円を追加し調整しております。

以上、まことに簡単であります、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第35号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第36号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第39、議案第36号 平成29年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第36号 平成29年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、平成29年度の新規奨学資金貸付者がいなかったこと、奨学資金貸付者1名から辞退の申し出があったことに伴い、歳入歳出とも63万円を減額し、歳入歳出予算の総額を177万4,000円とするものであります。

以上、まことに簡単であります、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第36号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第37号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第40、議案第37号 平成29年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第37号 平成29年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額から3万円を減額し、2億9,501万1,000円にするものであります。

歳出におきましては、1款1項1目下水道管理費の負担金にある県北地区広域汚泥処理事業分担金額確定による3万円の減額となります。

歳入におきましては、1款1項1目受益者負担金で今年度収入見込みにより228万1,000円の増額、同じく2款1項1目下水道使用料で195万7,000円の減額、1款1項1目受益者負担金増額により7款1項1目下水道整備事業債を210万円の減額調整しております。

なお、説明いたしました予算に対応するため、歳入、一般会計繰入金で174万6,000円を増額しております。

第2条においては、県事業である県北地区広域汚泥処理事業、米代川流域鹿角処理区建設事業、上川原地区における下水管渠工事費が繰越明許されていることから、それぞれ96万4,000円、51万8,000円、1,750万8,000円を繰越明許するものでございます。

第3条においては、公共下水道事業債の借入見込み額から、その限度額を6,050万円に変更しております。

以上、まことに簡単であります、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） すみません、議案第37号におきまして、表題が平成30年度小坂町下水道事業特別会計補正予算となっております。平成29年度の誤りであります。また、次の行におきましてもやはり平成30年度となっております。後で、議案でありますので、差しかえさせていただきますので、大変申しわけありません。よろしくお願いいたします。

○議長（目時重雄君） 議案第37号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第38号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第41、議案第38号 平成29年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第38号 平成29年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算案は、歳入歳出予算総額に歳入歳出とも2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を333万7,000円にするものであります。

歳出では、株式配当金相当分を小坂財産区財政調整基金に積み立てるため、積立金として3万3,000円を計上いたしました。

歳入では、本会計で保有している財産管理運営基金利子の1,000円と株式に係る配当金の1万9,000円をそれぞれ増額計上いたしました。

また、歳入歳出の収支の調整を図るため、不用額が見込まれる車借料を1万3,000円減額しております。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第38号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第39号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第42、議案第39号 平成29年度小坂町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第39号 平成29年度小坂町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、収益的収入において、水道事業収益の既決予算額から4,920万円減額し、2億6,713万8,000円にしようとするものであります。その内容は、今年度収入見込みにより水道使用料を500万円減額し、督促手数料を2万5,000円、栓開閉手数料を2万3,000円、また預金利息による収入を3万2,000円増額するものであります。

収益的支出においては、水道事業費用の既決予算額から897万円減額し、2億4,694万5,000円にしようとするものであります。内容は、企業債償還金の借入利率の確定により、利息支払額について減額するものであります。

資本的収入においては、既決予算額から2,220万円減額し、1億7,402万7,000円にしようとするものであります。内容は、配水施設改良事業の完了見込みによる起債借入額の変更に伴い、2,220万円減額するものであります。なお、第5条においてその限度額も改めており

ます。

資本的支出においては、既決予算額から5,398万9,000円減額し、3億194万円とするものであります。内容は、配水施設改良事業の完了見込みにより委託料を1,420万円、工事請負費を3,015万5,000円減額するものであります。また、メーター購入費の今年度取付分の精算により営業設備費を965万円減額し、リース債務支払額を今年度支払額にあわせて1万9,000円増額するものであります。

第4条、特例的収入及び支出については、平成29年4月1日に統合された簡易水道事業の債権及び債務をそれぞれ実際の繰入額に改めるものであります。

第6条、たな卸資産購入限度額については、今年度のメーター購入実績にあわせ8,094万円に改めるものであります。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第39号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は、3月4日午前10時から再開し、一般質問を行います。

散会 午後 4時05分